[illegible]稽帖 [illegible]上

江戸土産[illegible]

A 00
6010

東京帝國大學圖書之印

B 61009

男爵田中美津男氏寄贈
先代田中芳男男旧蔵書
昭和七年

A00-6010

厚紙張
はうちわえ
いまゐ梓

厚紙張うちわえ
二之手新発板品
美々しく切抜き数不
東都本町二丁目
今井梓

大坂 (重)

松屋町通り

久宝寺橋北江入

大和屋重兵衛

[illegible]

諸病 妙振出

壹貼 三十二銅

第一四季の[illegible]

製薬所

江戸下本銀町

堺屋儀兵衛謹製

[illegible]

桃色極製
加祢そげぬ粉
芝神明前
花露屋製

御膳

鯛

綿裏針

和蘭官軍 歩操軌範全圖

生兵教練部
百羅毛教練部
抜隊龍教練部

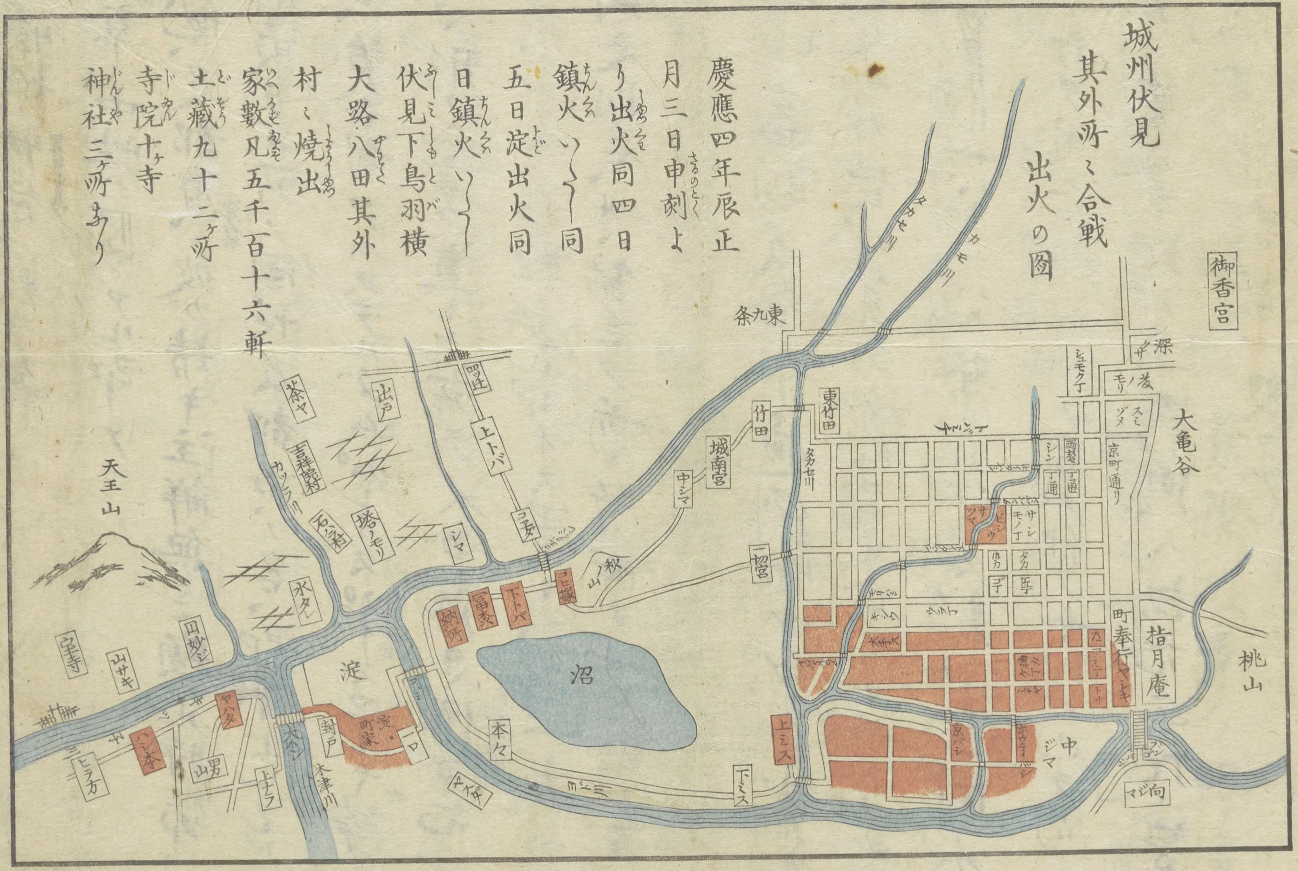

元禄二年御茶價附　天保十五辰年直下ヶ改板

御進物壹詰折詰箱入詰製品御切手其外御望次第入念奉差上候

御薄茶　壹斤ニ付價

吟茶	拾三匁
別儀揃	拾五匁
鳥極揃	拾八匁
極揃	廿二匁五分
上極揃	廿五匁
好極揃	三拾匁
別儀昔	三拾六匁
好昔	四拾三匁
好別儀	四拾五匁
極詰	五拾五匁
極昔	七拾匁

御濃茶　掛目拾目ニ付價

柳の白	三匁
いの昔	三匁五分
一れ白	三匁九分
花の糸	四匁
祝れ白	四匁五分
初摩比仍	四匁八分
ゆかり葉昔	五匁
老松川	五匁五分
大祝	六匁
極の白	六匁五分
後昔	七匁
初むかし	八匁
	拾匁

挽茶同種　清撰御煎茶　壹斤ニ付價

雁かね	拾二匁
鷹の爪	拾三匁
折鶴	拾五匁
志ら折	拾六匁
月の宴	二拾匁
梅の下風	廿二匁
千代乃友	廿五匁
友白髪	廿七匁
玉簾	三拾匁
嘉南の友	三拾五匁
駒の足跡	四拾匁
御紛初昔寿	五拾八匁
極上初摘清家	八拾匁

壹斤ニ付價

棗茶	拾二匁ヨリ
枸杞茶	拾五匁ヨリ
麥茶	拾五匁ヨリ
五加茶	二拾匁

覆下御煎茶　壹斤ニ付價

御薄茶園	二拾匁ヨリ
御濃茶園	四拾五匁ヨリ

右覆下ノ裏ハ不年〻御賞美ニ付價別紙ニ記御座候

宇治信樂　御煎茶　壹斤ニ付價

川柳	三匁
清川	三匁
篁とゐ	三匁七分
宇治の里	四匁
まつ露	四匁
末むろ	五匁
為本撰	五匁
自園別製　八幡園	六匁
一森	六匁
朝日山	六匁
志ゐらき	六匁
薄紅葉	六匁五分
祝喜撰	七匁
千寿	七匁五分
好喜撰	七匁五分
若松の	七匁五分
山富貴	八匁
早蕨	九匁
上喜撰	拾匁
政所	拾匁
花橋	拾一匁
池の尾	拾一匁
玉くら	拾二匁
こゐ響き	拾三匁
霜の花	拾三匁五分
若みどり	拾五匁
雲乃浪	拾八匁
風鳳山	二拾匁
極天別製　志ら鶴	二拾匁

駿州芳保　御煎茶　壹斤ニ付價

山花	百文
上たち袖	二百文
為すゞ川	二匁
志ら雪	三百文
田子の浦	四百文
以ゐ鶴	五百文

勢州菰野　御煎茶　壹斤ニ付價

松ゐ蔭	三匁
水の音	三匁八分
志ら梅	四匁
雪乃森	五匁

肥州相良　御煎茶　壹斤ニ付價

和生	四匁
うき雲	五匁

早摘　本製御煎茶

ゆほの	六匁
わかの葉	八匁
青海波	拾匁

御徳用向　壹斤ニ付價

上撰葉（きせんをろし）	二匁
上ぢろ粉	二匁
自園粉	三匁
喜撰粉	五匁
宿り木	五匁

宇治　信樂　諸國

御茶所

白露園　八幡屋庄右衛門製

江戸日本橋通本石町十軒店

都之巽宇治喜撰山林仕入

右御挽茶撰別精淨ニ相仕立葉向ニ不拘風味専第一ニ念入細吟仕差上

唐醫官仙孫真人眞方

天壽補元丹 功能

此薬ハ唐医仙孫真人の不老延年の神丹也。手中身を養ひ百治難證不圖此方を授り彼国にて平生これを服して既に百才の齢を過るといへども尚七十歳の時より壮健也。元より人ハ縁起之痛痰沈痾の人に安試に其治験を[illegible]して普く世に披露する者なり

○気を補ふ人ハ胸痛ミ短気并ニ心悸怔忡恐怖[illegible]のごとき事を[illegible]腹の中より汗出て自汗盗汗相知毎よく退屈しよく健忘或ハ麻痺しく腹をとれハ夢多く[illegible]手の掌足の裏に熱ありて頭痛耳鳴目眩等の症に用ひて治する事神のごとし

○虚労の諸症功ある事多く用ひて大に神験あり

○仮初にも風邪感冒の症に用ひて風ひかざる事妙也

○老人気[illegible]く衰弱して脾胃[illegible]食事をとれども痩再世[illegible]

○[illegible]病消渇下血痔血淋[illegible]の症に妙あり

○何となく弱き生質の人又ハ病後産後[illegible]補のごとし

○痰をおさめ咳を治する事妙なり

○女経水不順赤白帯下腰膝痛血枯痲痺大抵秘結其外女一切の病を治する事別して妙あり

○小児色[illegible]しく痩おとろへいろいろと煩ふに妙なり

但し其外功能書[illegible]法委く記紙数拾一枚に[illegible]御薬と御添進上つかまつり

國々元弘所并御城下津々浦々迄ニ弘メ申候

薬料壹剤代八匁半剤代四匁小半剤二匁試百銅

服法 白湯温酒茶何にてもよし

▲此薬ハ気血を大に服補する故諸病にても治験速に就中腎精を壮にし下部を温補するハ例ハ[illegible]妙也

▲此薬ハ腎精を壮にする事他に比なき薬なり 其故ハ色欲深く仮初にも嬉しき事ハ精漏る又ハ精の洩やすき人ハ一剤服して三五日用ひ房中にても徐々に腎精を健にし遠

▲陽の弱き人ハ此薬を用ひバ平生陰茎の萎へ起らざる保て平精洩[illegible]の限なし

▲女に交わる時の腎精強く壮んになる事妙なり

▲小便頻数又ハ後に[illegible]其光ハ白濁或ハ精の洩るに光ハ腰下不健に用ひバ治する事神妙なり

▲遠精[illegible]の萎遂を治す 何病何様の疾治しても難治者なる者此薬を服用する事よく年の[illegible]精の洩る[illegible]を纏て服を与へバ全治を見るの症ハ今[illegible]用ひて毎日服まの不遠を見るべし

▲勢がなくとも人ハ一粒用ひバ勢の益る事忽ちにして気力爽に心力丈夫勇壮になるべし

▲虚人ハ多く上つうて頭痛眩暈ホに患ふ気を閉動気強き人此薬一粒宛用ひバ治する事如神

▲積気の人ハ[illegible]に妙治積聚を遠溜補の妙を見るべし

右諸用ひバ其妙の神を以て論諸病を治るも[illegible]弱虚の日々の験を見て暦の如く如右の経験を[illegible]百換を補ひ諸病を治するの効験如神妙なるを知るべし中年已後或ハ老病の後又ハ虚人ホハ尚更用て保養せバ天寿を得るの妙剤○諸薬食物差合なし

延壽堂 唐齋謹製 [印]

本家調合所 大坂心斎橋南ヘ三丁目南東角 吉文字屋源十郎

一國元弘所 信州松本本町六丁目 [illegible]弥玄濤

飯田本町 [illegible]

[illegible]所

[illegible]

紀州 小児 薬王 引止薬 御免
疳つよき むしおさへ
一貼壹匁
一粒二分

功のう
△きやうふう△ひきつけ△てんかん
△かんしやう△夜なき△たいどく
△むしの疳つ一切△はうそう△[illegible]
毎日一二粒づゝ用ゆれバ [illegible]

此引止薬ハ小児十人に九人迄の主薬にして [illegible] 疳つ一切の奇方也 小児諸病を [illegible] 疳つより [illegible] ○此薬を [illegible] 用ひて [illegible] 功のふの [illegible] ○此薬ハ [illegible]

紀州 大人 薬王 粒甲丹 御免
一名 疳むり薬
一粒金百疋
半粒金二朱
小半粒金一朱
小包銀二匁

功のう
○肝の虫やく○疝気やく○[illegible]
○癇症○心痛△弐ハ気むすほし [illegible]
○[illegible] 一切 [illegible]

此粒甲丹ハ大人肝の虫やくよりいん又ハ疝症等を功能 [illegible] 此薬 [illegible] ○前にあらはし肝の虫やく [illegible] 後 [illegible]

抑此薬ハ文禄年中朝鮮功伐の頃祖相原一之進木村某と従ひ朝鮮に渡り此時忠州の城攻軍に及んで朝鮮王義州へ走る此時國妃花陽君道路に彷徨一之進故あつて是を隣義州へ送る國妃是を喜び嚢中より小児引止薬并粒甲丹と云良薬を賜ひ一之進へ四代此薬ハ元ハ良哈の道士 [illegible] 我先王に献じたる再生長寿の霊薬にして朝鮮歴代の秘方たりといへども [illegible] 厚恩謝を以て彼良薬并法書功能の一巻を賜り一之進是をうけて帰朝後 [illegible] 人を救ひ治せざる者なし○大人小児とも肝より起る諸病是を用ゆる時ハ翌日に霜の [illegible] 功験著しく○諸薬 [illegible] 此御薬ハ天下一法の奇方にして 御上様ヨリ御免被 仰付諸人助の為披露せしむ

本家調合所 伊勢國四日市治里 相原秀八郎製
出店 江戸浅草 [illegible] 町 紅屋久八郎

諸國出店取次所別紙ニ記
近辺取次 阪田北四町 綿屋新三郎
當所ハ右之外取次所一切出シ不申候

ころは安政元年十二月十三日夜八ツ時ころより
日本ばし 世戸物丁より火いでし 折から
はげしくして 同ちやうから 小かうらく 世小路焼
焼かしまく本丁三丁め まで同四丁め まで から本
二てう十四丁め 本石丁四丁め まで焼ちり
火ハ小田原丁二三丁め并室丁三丁め 安針丁
本船丁から しろ并けり あるいは せ十かし かけり
大てんま丁 通り油丁 小てんま丁 大てん
るり 籠丁 寮中 しきりに けり 咲き らし 并けり
小でんま丁 二三丁め 并けり 小てんま上丁
岩井丁 并 弁并丁 条ちらし
通新乗けり 松枝丁
久右衛門丁 きくま 千代
地にん并しき 大坂
丁には川丁 まで丁
新大坂けり 佃川 ところや
しきせけり 久右衛門丁 まで行
橋本丁 新大坂けり 材木店
数代田しきしる 十四日 昼まで
にて火しつまり 人々 安堵のおもひ ある

此ハ文久三亥年六月二日夜なか
七ツ時比ゟ段々急ニ五ツ時より出火ニ而
南風はげしく同四ツ時三ツ時ニてさかん
おひせう御本丸すじにてさいしよ小御中ゐ
やける御住様御中ゐかゝやける
西の方ハおそろしき小中ゐのこるハせう
西のくわハまんやけるむかし御本丸のこる
それより仙石様御中ゐ松平様ゑん
せうかん様けるのせうやを御門ハのこる
それよりうきやすみさで丁や火まち
そのそのかた天とくじ門あたよ三丁かし
やける竹中様御中ゐ松平山様
御中ゐまでおた門より様のせ様
そのその御本中ゐけるハせう
さがら様御中ゐかゝやける
京ごく様御中ゐ内とんぴらさん
その門やける それより御くんぜう
中ゐやける その出ゐる御用
御中ゐかゝやけるどらの御門うちハ
べつぜうなしそのそとハてやけどなる
やかた人こわんなきなき夜より
よく日三日八ツ時とぢんおちんをさを
此日五半時比しめり 一西之丸焼る

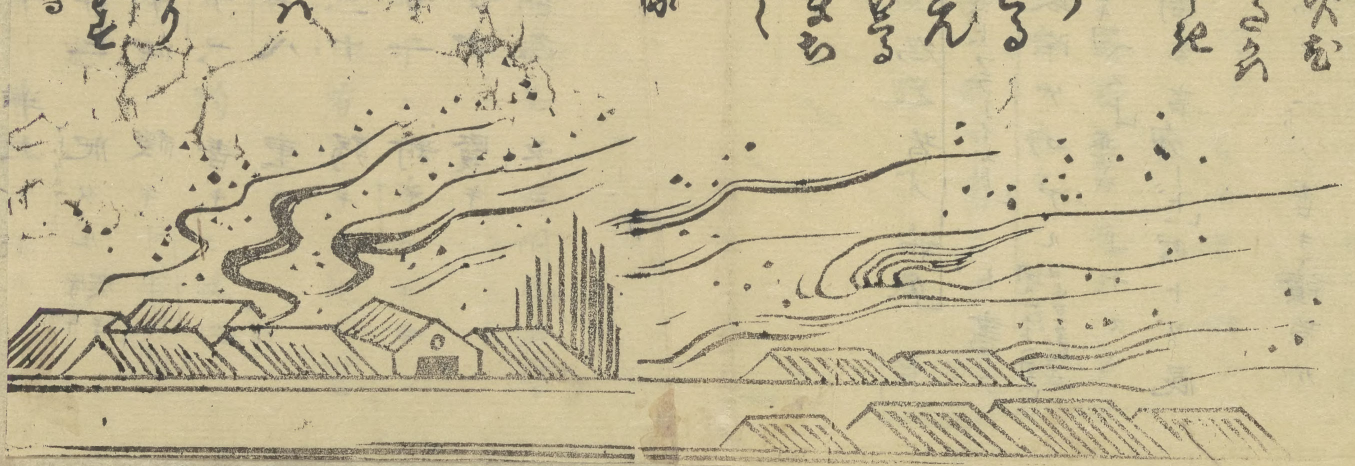

土州
須崎

飛切

入牢中一札之事

一私義生得飯櫃之根性より華穀ゟ
世間之通り我私義ゟ[illegible]十銅より
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
八文其出舗[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
中ゟ[illegible]一時[illegible]
[illegible]
[illegible]

一札仍而如件

天保せん年鈎字月

赤飯金左衛門様
泥野銀次郎様

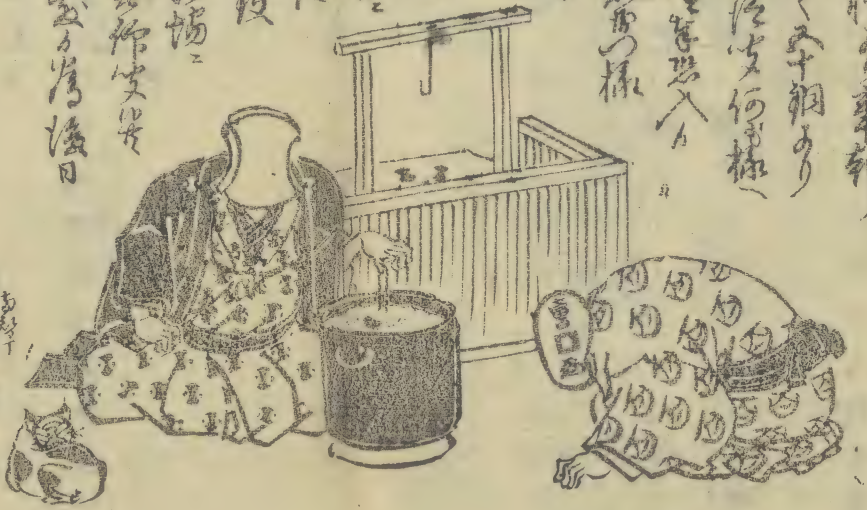

小人
寄人

八十八
百姓

[illegible]上旬

補 一橋[illegible]
御政[illegible]御用懸 松平肥後守

○御大老
十五万石 松平大和守

○御老中
六万石 本多美濃守
五万石 水野和泉守
七万石 松平伯耆守
八万石 松平周防守
六万石 井上河内守
五万石 板倉伊賀守
御役料三万表 小笠原壱岐守

○御若年寄
一万石 稲葉兵部少輔
一万石 遠山信濃守
三万五千石 土岐山城守
一万石 増山対馬守
一万石 田沼玄蕃頭
一万石 平岡丹波守
一万石 立花出雲守

○寺社御奉行
十万石 酒井若狭守
九万石 土屋采女正
二万石 松平中務大輔
七万石 松平主水正

○御側衆
村松出羽守
[illegible]
酒井[illegible]
大沢[illegible]
久永[illegible]
酒井[illegible]
[illegible]
朝倉[illegible]

○御留守居
[illegible]
[illegible]
戸川[illegible]
[illegible]
戸田[illegible]
[illegible]

○講武所御奉行
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○大御目付
[illegible]
[illegible]
大久保[illegible]
神保[illegible]
[illegible]
滝川[illegible]
[illegible]

○町御奉行
北 池田[illegible]
南 山口[illegible]
永井[illegible]

○御勘定奉行
新井[illegible]
井上[illegible]
小栗下総守
井上[illegible]
小笠原[illegible]
小栗上野介

○同吟味役
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○御作事奉行
[illegible]
大久保[illegible]
[illegible]

○御普請奉行
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御目付衆
[illegible]

○火附盗賊御改
[illegible]

海軍御奉行 [illegible]肥後守
京都御守護 松平肥後守
京都所司代 松平越中守
同町奉行 東 小栗下総守 西 [illegible]
伏見奉行 林[illegible]
大坂御城代 牧野越中守
同町奉行 東 井上主水正 西 松平大隅守
[illegible]奉行 田村[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
佐渡 [illegible]
[illegible]
日光 [illegible]
浦賀 土方[illegible]
長崎 [illegible]
[illegible]
[illegible]
永井[illegible]
[illegible]
[illegible]
小笠原[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
今川[illegible]

諸御大名様

京都御屋鋪附

石高	御名
六十一万九千石	尾張大納言様
五十五万五千石	紀伊中納言様
三十五万石	水戸中納言様
百二万二千七百石	加賀中納言様
七十七万八百石	松平修理大夫
六十二万五千六百石	松平陸奥守
五十四万石	細川越中守
五十二万石	松平美濃守
四十二万六千石	松平安芸守
十万石	松平三河守
三十二万石	松平越前守
三十六万九千石	松平大膳大夫
三十五万七千石	松平肥前守
三十二万五千石	松平相模守
三十一万五千二百石	松平内蔵頭
三十二万三千九百石	藤堂和泉守
廿五万七千八百石	松平阿波守
二十八万石	井伊掃部頭
廿四万二千石	松平土佐守
二十三万石	松平肥後守
七万石	牧野備前守
十万石	戸田采女正
十万三千石	酒井修理大夫
十万石 以上	宗対馬守
八万石	土井大炊頭
七万石	松平伯耆守
六万石	相馬大膳亮
八万千八百石	京極佐渡守
六万石	松平丹波守
六万石	石川主殿頭
六万石	本多主膳正
八万八千石	松平伊賀守
三万石	仙石讃岐守
八万三千石	安部摂津守
六万四百石	松平周防守
六万石	松平豊前守
六万石	青山因幡守
八万石	加藤遠江守
八万石	本多中務大輔
八万石	板倉周防守

油小路竹屋町上ル　八万石　松平左近大輔
西洞院四条上ル　二十一万石　有馬中務大輔
押小路西洞院四条下ル　二十万五千八百石　佐竹右京大夫
堀川[illegible]村　二十万石　南部美濃守
西洞院二条上ル　十八万六千石　松平出羽守
下立売[illegible]西入　十七万石　松平大和守
堺町三条上ル　十五万石　上杉弾正大弼
富小路[illegible]上ル　十八万石　松平阿波守
[illegible]　十八万五千三百石　松平甲斐守（大和郡山）
新町竹屋町下ル　十五万石　小笠原大膳大夫
中立売[illegible]西入　十五万石　榊原式部大輔
堀川三条上ル　十五万石　酒井雅楽頭（姫路）
下立売[illegible]西入　十二万石　松平讃岐守
六角[illegible]角　十一万石　松平越中守
[illegible]下ル　十万石　松平下総守
室町[illegible]　十万二千石　稲葉長門守
室町[illegible]上ル　十万石　伊達遠江守
[illegible]　十万石　奥平大膳大夫
[illegible]　十万石　丹羽左京大夫
[illegible]　十万石　松平出雲
下立売新町東入　十万石　津軽越中守
[illegible]　十万石　溝口主膳正
西洞院竹屋町　五万石　有馬左衛門佐

堺町二条下ル　[illegible]万石　間部下総守
油小路二条上ル　三万石　安藤[illegible]郎
油小路竹屋町　四万八千石　久世謙吉
堀川押小路西入　四万石　松平遠江守
堺町[illegible]西入　三万六千石　永井飛騨守
[illegible]西入　三万五千石　牧野[illegible]守
二条[illegible]町　三万二千石　朽木近江守
西洞院四条下ル　二万五千石　加藤[illegible]守
[illegible]中立売　二万五千石　池田信濃守
[illegible]川東入　二万九千五百石　九鬼式部少輔
大手[illegible]角　二万石　分部若狭守
中立売小川東入　二万石　毛利伊勢守
[illegible]東入　二万石　遠藤大和守
[illegible]八坂下　一万八千石　市橋壱岐守
[illegible]小川上ル　一万一千石　片桐石見守
[illegible]町　一万石　一柳[illegible]
[illegible]西入　一万石　永井信濃守
室町二条上ル　二万五千石　木下[illegible]守
[illegible]下ル　二万八千石　小出信濃守
[illegible]二条下ル　六万石　吉川監物
西洞院二条下ル　三万石　成瀬隼人正
[illegible]　御町奉行様

○御大老
酒井雅楽頭様

○御老中
本多美濃守様

○寺社御奉行
酒井若狭守様
土屋釆女正様
松平[illegible]様

○御勘定奉行
[illegible]

京都御所司代
松平越中守様

京都御守護
松平肥後守様

元治二 慶応元年 乙丑四月

○御老中
酒井雅楽頭様
松平豊前守様
水野和泉守様
板倉周防守様
井上河内守様
有馬遠江守様

○御若年寄
諏訪因幡守様
[illegible]様
平岡丹波守様
稲葉兵部少輔様
田沼玄蕃頭様
酒井飛騨守様

○寺社御奉行
牧野越中守様
松前伊豆守様
松平摂津守様
堀大和守様

○学問所御奉行
[illegible]

○御側衆
[illegible]

御留守居
[illegible]

大目付
[illegible]

京都所司代
松平越中守様

大坂御城代
松平伊豆守様

外国御奉行
[illegible]

諸国御代官衆
[illegible]

[illegible]

○御大老
酒井雅楽頭様 十五万石

○御老中
本多美濃守様 五万石
水野和泉守様 五万石
松平周防守様 六万石
松平伯耆守様 七万石
阿部豊後守様 十万石
松前伊豆守様 三万石

○御若年寄
酒井飛騨守様
土岐山城守様
遠山信濃守様
田沼玄蕃頭様 一万石
京極出雲守様
平岡丹波守様
増山対馬守様 二万石

○寺社御奉行
酒井若狭守様 十万三千石
土屋釆女正様 九万五千石
松平主水正様 六万石
牧野中務大輔様 三万五千石

○御側衆
[illegible]

○御留守居
[illegible]

○講武所御奉行
[illegible]

○大御目付
[illegible]

○町御奉行
北 [illegible]
南 [illegible]

一万石 本多豊後守様

○御勘定奉行
[illegible]
[redacted]

○同吟味役
[illegible]

○御作事奉行
[illegible]

○御普請奉行
[illegible]

御目付衆
[illegible]

○大御番頭
[illegible]

京都御守護
松平肥後守様

京都御所司代
松平越中守様

同町奉行
東 [illegible]
西 [illegible]

大坂御城代
牧野越中守様

同町奉行
東 [illegible]
西 [illegible]

御側用人
小笠原壱岐守様

元治二卯 慶應元年 乙丑四月
二十七才

現金 唐物類大安売

諸国 塗物大安売

口上

私方之儀 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

唐木細工類品々

御文庫類品々

御箪笥品々

[illegible]

新製品 細工仕様別下直ニ差上申候

[illegible]

今門橋通本銀町弐丁目

紀伊国屋 [illegible]

現金

唐物類大安賣

一 御男帯地 并仕立上ヶ品々
一 御子供中帯志な〻
一 御女中帯数〻あまた
一 御掛地留心志な〻
一 深地の風呂敷品〻
一 御半衿るい志な〻
一 金巾上代染〻品〻

右之外諸品とも格別下直ニ
奉差上候[illegible]御用向御座候ハヾ
御仕立物類も急ぎ[illegible]
奉希候[illegible]

東都堺町
大黒屋惣吉

聖天勸化状

冨貴繁昌なる人の樂しむ所や貧賤困窮の人の苦む所
其苦をぬきて其樂を得させんが爲に聖天尊と現じて
諸人を利益したまふや抑天尊ハ男女二天おはしまして
伊弉諾伊弉冊の二尊にして夫婦となりて和合すや
夫婦ハ即父母也父母の子を愛まする如く諸人を愛憐し
玉ふ事世の中の親子ほど睦じきものハあらじ子として
親に願ふ事常の事なりよき願ひハいふに及ばず私の
願ひにても聞届るハ親の慈悲やされバ天尊父母の
如く敬しるハ天尊ハ子のごとし何の願ひか叶ハざらん事
天尊を拜まん輩ハ父母の思ひをなして信敬しまつるべし
利生のすみやかなる事この尊にましてハなし依て人々
信心を勧むるものなり委しき事ハ寵誓傳といふ書に
見えたり勧化の状如件

御縁日 毎月 十五日 十六日 廿日

施主 山田氏 拜

明治三年

神田大明神御祭禮

九月吉浄日

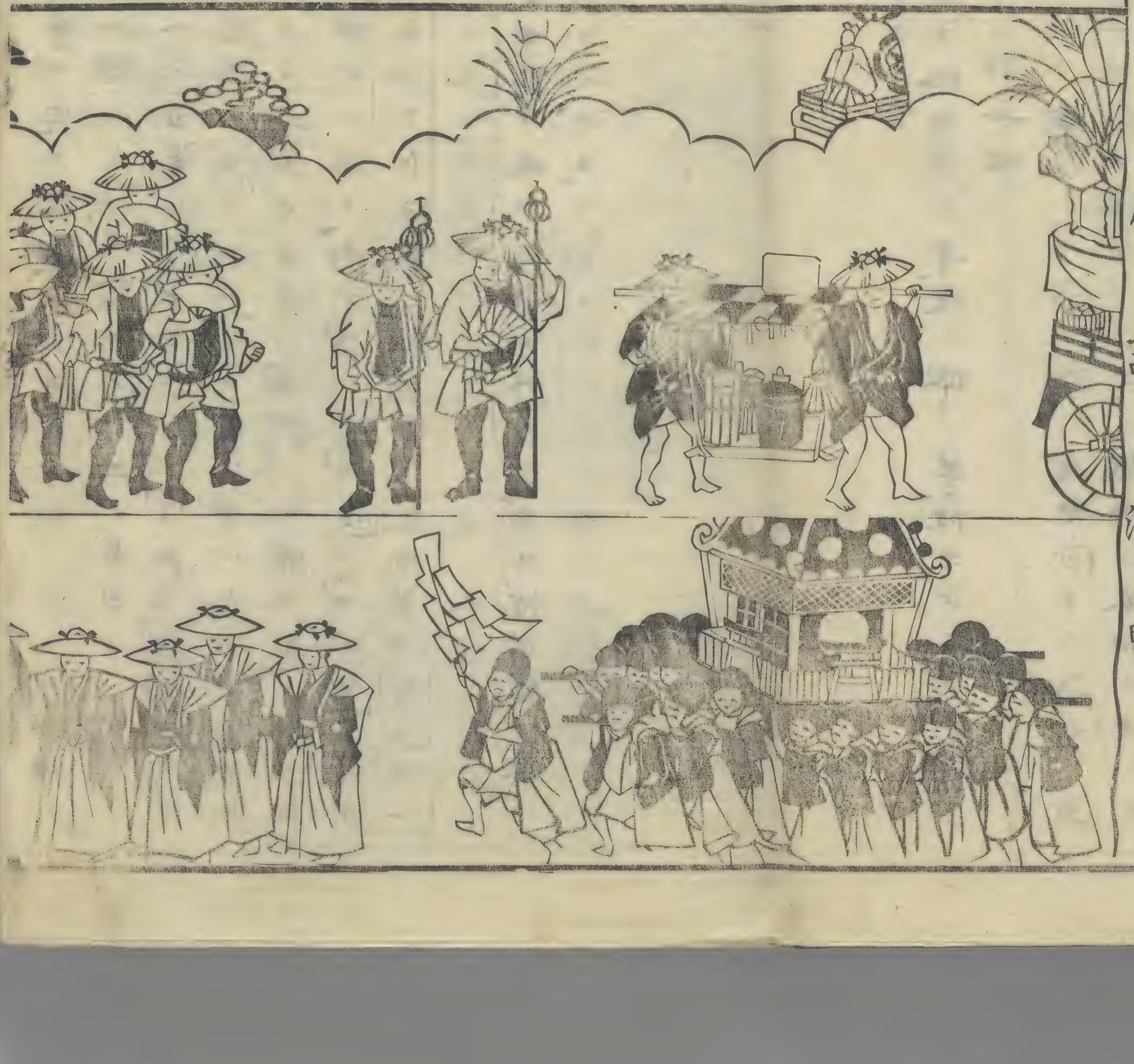

○ 本丁 外六ヶ丁

たけ　ちとせ　はなさく　ゑなの

上るり　同　同　同　之　同　同　みせん

すきや丁　同　同丁　之　通二丁め　瀬戸もの　坂本　平川丁

初尾　一　い　うめ　いそ

夫　夫　夫　夫

上るり　みせん

一 砂町 外六ヶ丁

一　ひつめ

上るり　みせん

花園

岸沢 百生

諸國地名鑑

○麝香間祗候

- 尾張名古屋 隠居 徳川従一位
- 越前福井 隠居 松平正二位
- 土佐高知 隠居 山内正二位
- 安芸廣嶋 浅野正二位
- 肥前佐賀 隠居 鍋嶋従二位
- 阿波徳嶋 蜂須賀従二位
- 因幡鳥取 隠居 池田従二位
- 伊豫宇和嶋 隠居 伊達従二位
- 薩摩鹿児嶋 隠居 嶋津従三位
- 周防山口 毛利従三位
- 肥前佐賀 鍋嶋正四位
- 肥後熊本 細川新従四位
- 石見津和野 亀井従四位
- 備前岡山 池田従四位

○國督之部

- 石見濱田 美作鶴田 松平従四位
- 駿河田中 安房長尾 本多従五位
- 遠江横須賀 同花房 西尾従五位
- 遠江濱松 上総鶴舞 井上従四位
- 遠江掛川 同柴山 太田従五位
- 駿河沼津 同菊間 水野従五位
- 会津 陸奥斗南 松平従五位
- 福山 松前従五位
- 備前岡山分 備中鴨方 池田従五位
- 備前岡山分 備中生坂 池田従五位
- 奥州福島分 三河重原 板倉従五位
- 武蔵岡部分 同半原 安部従五位
- 出羽長瀞分 上総大網 米津従五位
- 駿河小島分 同櫻井 瀧脇従五位
- 遠江相良分 同小久保 田沼従五位
- 河内分 下野高徳 戸田従五位
- 奥州下手渡分 筑後三池 立花従五位

○地名督之部

- 駿河府中 改静岡 徳川従三位
- 對馬府中 改嚴原 宗従四位
- 長門府中 改豊浦 毛利従五位
- 松平従四位
- 三河吉田 改豊橋 大河内従四位
- 丹波亀山 改亀岡 松平従五位
- 備中松山 改高梁 板倉従五位
- 羽前松山 改松嶺 酒井従五位
- 美作勝山 改真嶋 三浦従五位
- 安房勝山 改加知山 酒井従五位
- 丹後田辺 改舞鶴 牧野従五位
- 武蔵金沢 改六浦 米倉従五位
- 豊前小倉 改豊津 小笠原従五位
- 羽前庄内 改大泉 酒井従五位
- 美濃八幡 改郡上 青山従五位
- 肥後新田 改高瀬 細川従五位
- 羽後秋田新田 改岩崎 佐竹従五位
- 因幡鳥取新田 改若櫻 池田従五位
- 因幡鳥取新田 改鹿奴 池田従五位
- 陸奥盛岡新田 改七戸 南部従五位
- 豊前小倉新田 改千束 小笠原従五位
- 美濃大垣新田 改野村 戸田従五位
- 越後 改清崎 松平従五位
- 大和新庄 改櫛羅 永井従五位
- 越前敦賀 改鞠山 酒井従五位

改正眞銘 早明鑑 御役人附

列僕勇臣録

駿刻 酒井明亭

尾州様御附
成瀬隼人正
竹腰伊豫守
渡辺飛騨守
志水小八郎
石河出羽守

紀州様御附
安藤飛騨守
水野大炊頭
三浦長門守
久野丹波守
水野丹後守

水戸様御附
中山備中守
山野辺主水正

徳川臣
平岡丹波守

越前御附
本多内蔵助

加州
本多播磨守
横山遠江守
長九郎左衛門
前田土佐守
奥村河内守
村井又兵衛
奥村内膳
前田与十郎
今枝内記
津田内蔵助
本多勘解由

薩州
嶋津豊後
嶋津下総
嶋津伯耆
嶋津登
嶋津隼見
種子嶋弾正

仙臺
石川駿河
伊達藤五郎
伊達安藝
伊達上野
伊達筑前
伊達式部
茂庭周防

肥後
長岡佐渡
長岡監物
有吉将監
長岡与三郎
沢村宇左衛門

藝州
浅野右近
上田主水
浅野豊後

長州
宍戸美濃
毛利筑前
毛利能登
福原越後
益田弾正

備前
伊木若狭
池田出羽
池田大學
日置猪右衛門
池田刑部
土倉左膳

因州
荒尾但馬
荒尾志摩

肥前
諫早極千代
多久長門
鍋島上総

阿波
稲田九郎兵衛
加島出雲

筑前
黒田播磨

土州
山内下總
深尾鼎

津
藤堂仁右衛門

供連一万石
加州 山崎庄兵衛
同 青山将監
水戸 太田丹後守
同
尾州 生駒因幡守
紀州 三井美作守
仙臺 松前主水
同 後藤孫兵衛
越前 山形三郎兵衛
同 狛山城
彦根 宇津木対馬
同 木俣土佐
阿州 蜂須賀若狭
津 藤堂采女
同 藤堂監物
筑前 櫛橋又之進
同 浦上彦兵衛
因州 津田石見
肥前 鍋島安房
同 鍋島主水
盛岡 南部弥六郎
同 南部土佐
久留米 有馬飛騨
同 有馬織部
久保田 佐竹源兵衛
駿河 浅野次郎八
同 服部綾雄
同 大久保一翁
同 田中土佐
同 簗瀬三左衛門
米沢 本庄弥次郎
同 長尾権四郎
同 千坂太郎左衛門
雲州 大橋対馬
庄内 酒井奥之助
同 松平甚三郎
同 松平舎人
弘前 大道寺族之助
二本松 日野源太左衛門
柳川 立花帯刀
宇和嶋 櫻田佐渡

大政官（だいじやうくわん）
これまで御大老ととなへし御やくなり御やくにんのさうつかさなり

参議（さんぎ）
これハ御老中のことなり あまねく御せいじにあづかるなり 御廟内に有り

神祇官（じんぎくわん）
これハかる社寺院のことなり おんやしろの御ちやうのことなり そう内になり

諸陵寮（しよりやうさつ）
これハ御陵をつかさどるなり おそれおほくも こうどうの御墓のことなり

民部省（みんぶせう）
これハ御かんじやうくじかたなり かすてがせ紀 以上なり

監督司（かんとくし）
これハ御国役やくのことなり こんどせうのうちなり 御やくしよなり

租税司（そぜいし）
これハ年貢紀御ねんぐの御とりやく人なり みんぶせうのうちなり

土木司（どぼくし）
これハ御さくじのことなり 御やくしよハこれまでのとふなり どうさんだしなり

驛遞司（えきていし）
これハ大中御まわりのことなり 御やくしよハこんどせうの国よなり

通商司（つうしやうし）
これハきんさつがくりなり 御やくしよハひやうんむし のうどになり

糺問司（きうもんし）
これハ鐵炮の御りやうりなり 御やくしよハまちのくちやう と所のことなり

鑛山司（くわうざんし）
これハかねのかぐの御りやうり所なり 御やくしよハこんぶせうの うちになり

大藏省（おほくらせう）
これハ御かんぢやう御ぶうて旨 御りやうの御やく人なり 御やくしよハむかしの紀まもなり

兵部省（ひやうぶせう）
これハいくさがくりの御やく人なり 御やくしよハ大番所二て此 えいなりの中に紀ありなり

刑部省（ぎやうぶせう）
これハおぎやうりやうの御やくにん 御やくしよハ大名うくど えいなむ中紀おりなり

用度司（ようどし）
これハとがめのうごあり 御やくしよハぞさ紀うち 大ぐらせうの内になり

これハ御ふる旨内御やくしよハ 星の御やく人なり 以上なり

これハあまのくぐうの 御やく人なり御やくしよハ こびき下丁め有なり

これハ御やくど所なり 御やくしよハゑん田むしろ 鐵砲場中に紀りなり

これハ大国府のことなり 御やくしよハおさへ下田にあり 中に紀りなり

これハ名ぞろ御まへの御やく 人なり御やくしよハ御城内 以上なり

文書司（ぶんしよし）
こびきちやう八丁め

待詔院（たいせういん）
元田だい内

大學（だいがく）
昌平だい内

陸軍（りくぐん）
兵部省の内

留居官（るきよくわん）
京御所

按察使（あんさつし）
陸軍の内

宮内省（くないせう）	これは御くるわ内御やくしよ 吹上にあり	
外務省（ぐわいむせう）	これはぐわいこくの御やく人あつまり御やくしよ こびき丁六丁めなり	
集議院（しうぎいん）	これはひやうぢやう所なり [illegible]	
彈正臺（だんじやうだい）	これは大目付のやくしよ [illegible]	
開拓使（かいたくし）	これはゑぞちの御やく人の御やくしよは [illegible] 吹上にあり	
宣教使（せんけうし）	[illegible]	文書司（ぶんしよし） こびき丁六丁め
運上所（うんじやうしよ）	[illegible]	待詔院（たいせういん） [illegible]
傳信局（でんしんきよく）	同 所	大學（だいがく） 昌平ばし 外
兵學寮（へいがくれう）	[illegible]	陸軍（りくぐん） [illegible]
武庫司（ぶこし）	[illegible]	留居官（るすゐくわん） [illegible]
造兵司（ざうへいし）	[illegible]	按察使（あんさつし） [illegible]
會計司（くわいけいし）	同 所	東京府（とうきやうふ） [illegible]
逮部司（たいぶし）	[illegible]	出納司（すいとうし） [illegible]
囚獄司（しうごくし）	小傳馬丁	通商會社（つうしやうくわいしや） [illegible]
内膳司（ないぜんし）	吹 上	爲替會社（かはせくわいしや） 同 所

諸國知懸事（御代官のこと）

[illegible]川けん	さくひけん	いしまきけん
[illegible]川けん	[illegible]けん	[illegible]けん
[illegible]けん	いなけん	小まげけん
[illegible]けん	さどけん	[illegible]けん
大[illegible]けん	[illegible]けん	[illegible]けん
[illegible]けん	日[illegible]けん	かそがけん
たかまけん	[illegible]けん	[illegible]けん
[illegible]けん	[illegible]けん	ときけん
	[illegible]けん	[illegible]けん

ねずみ入らぬ法

一 五月竹の実を[illegible]のうち[illegible]へ[illegible]のもとへ入れおけば[illegible]ねずみ入る事なし[illegible]妙なり

すゞめよせる法

一 かけるに[illegible]八段[illegible]まきちらせば[illegible]すゞめ多くよりくる事妙なり

えり[illegible]法

一 硝石[illegible]中へ入れ[illegible]三月[illegible]あまてらし[illegible]十日[illegible]なり

[illegible]人[illegible]法

一 [illegible]ひとり[illegible]かさね[illegible]三度[illegible]へし

[illegible]の法

一 紙が[illegible]小児[illegible]の[illegible]すべし

[illegible]法

一 大[illegible]七[illegible]べし[illegible]妙なり

[illegible]法

一 [illegible]と[illegible]妙なり

[illegible]法

一 紙[illegible]自[illegible]合せ[illegible]べし

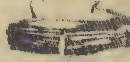

入[illegible]伝

一 [illegible]の[illegible]見[illegible]入れおく[illegible]のよせてよし

[illegible]法

一 まちく[illegible]ふり[illegible]酒[illegible]のませてよし

[illegible]法

一 [illegible]棚神[illegible]とまりてよし

[illegible]伝

一 [illegible]の紙[illegible]中へ入[illegible]根[illegible]入[illegible]

[illegible]よくある法

一 中[illegible]三[illegible]二十[illegible]べし

[illegible]伝

一 [illegible]ひと[illegible]べし

[illegible]の法

一 [illegible]たり[illegible]

十二文[illegible]法

一 [illegible]

[illegible]法

一 [illegible]ぐん[illegible]くわし[illegible]なり

[illegible]法

一 [illegible]三度[illegible]よし

[illegible]

一 [illegible]妙なり

[illegible]

一 [illegible]よし

[illegible]法

一 [illegible]べし

[illegible]法

一 [illegible]七[illegible]妙なり

[illegible]法

一 [illegible]

[illegible]法

一 [illegible]

[illegible]トル[illegible]法

[illegible]

[illegible]ウ子サン

カウカイ[illegible]カラシヨウ[illegible]ジヤコウ[illegible]

[illegible]法

[illegible]

ドンドルノ法

[illegible]ドンドロウ入[illegible]

ドンゲ上[illegible]法

[illegible]ギヤマン[illegible]

[illegible]見[illegible]法

[illegible]

同[illegible]法

タムバレ[illegible]コラヤ[illegible]ドドロ[illegible]

[illegible]法

ビヤタ[illegible]コウ[illegible]ドコミカイ[illegible]

[illegible]法

ギヤマン[illegible]ホスホ[illegible]ホスホヲ[illegible]

[illegible]法

[illegible]

[illegible]コラル[illegible]ドンドロ[illegible]コンゴラ[illegible]

阿蘭陀秘法

蘭製請合略法

樂悠陽

[illegible]

宇賀神

[illegible]

万年ほくら法

佛説大宇賀神功徳辯才天經
如是我聞一時佛在舍衛國祇樹
給孤獨園與大比丘衆千二百五
十人倶尓時有天女從北方来至
佛前合十指爪白佛言我從過去
無央數劫化度一切衆生令入佛
道令得安穏我有神呪名曰如意
寶珠皆有衆生至心受持此呪即

國土安穏　福壽増長
内藤義主　卯四十

佛説大宇賀神功徳辯才天經
佛説此經已大衆歡喜信受而去

まんとくの…

のまへし

乃し竹の法

万年ほくろの法

佛說大宇賀神功德辯才天經

如是我聞一時佛在舍衛國祇樹

給孤獨園與大比丘衆千二百五

…至

…去

佛

意

御

内…

佛說大宇賀神功德辯才天經

佛說此經已大衆歡喜作禮而去

万年はくらく法

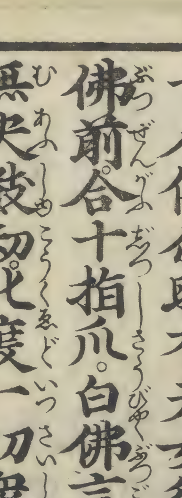

佛説大宇賀神功徳辯才天經

如是我聞。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園與大比丘衆千二百五十人倶。尒時有天女從北方来至佛前合十指爪。白佛言我從過去無央數劫化度一切衆生令入佛道令得安穩我有神咒名曰如意寶珠。若有衆生至心受持此咒即除貧窮无福身

尒時佛告大衆言善哉善哉。此神咒是大明咒。三世諸佛護念我亦

[illegible]

護念。汝神咒力化度一切衆生。佛説此經已大衆歡喜作礼而去

佛説大宇賀神功徳辯才天經

内藤義秀　印施四方
國土安穩　福壽增長

カンカンノウケン
長崎下り
淺草奥山にて興行

長サ八間余
大虎
細工人
千切斎
金房

「ちくのかさうのまんもぺさうつ
さうれんもぺさうつさうまんく
さんちよまアつアいやうかいまん
さんぴんまんれのくやアなアンろ。
めんとんやつうでさんめんさん。
めのんさうの。ぴいえうく

「てとうめのまんさんぴさんちう
めのまアちうらいぴめうつやう
さのらアさんえアちのさうさん
まいちのさうぴめのんとつぴい
えうく

ち唱歌

「さんまいのふきられお客(きやく)。ろふい
ざうもんも。けふへざうでもふの
さんゐいめう。さアいとう。ニイ階(ふうい)。
せんのきえ大(おかれ)座面(ざいむやあ)おまで
めのてれもむうぶでまつぷわり縁ん。
おいらんとへいぷいひまうく

「ぢんさうふいれんめん。ぢよちう
まぬむむゥちうらいぷもむうぞんわう
だいつふさん座(ざ)ア。こいづれめんざう
もぬれみめん。めへめんとへいぷいひ
ときく

かべのふけん

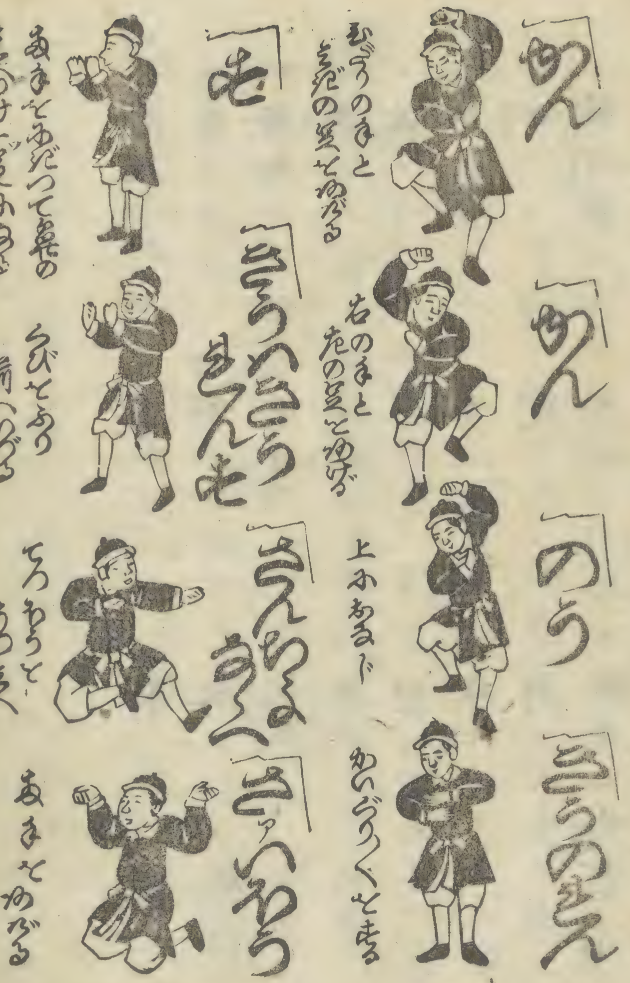

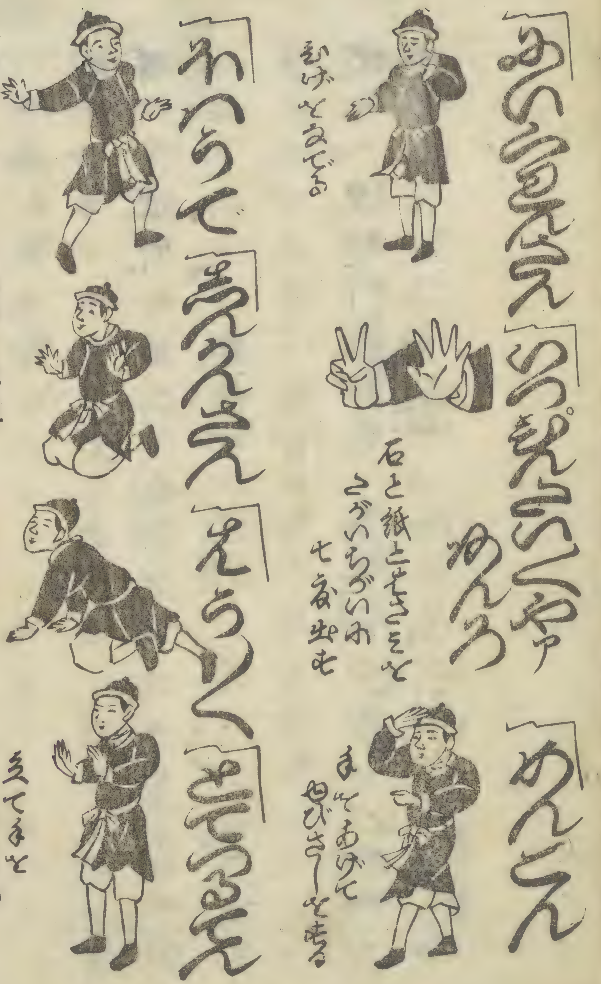

當午申

四月吉日 千穐万歳大々叶

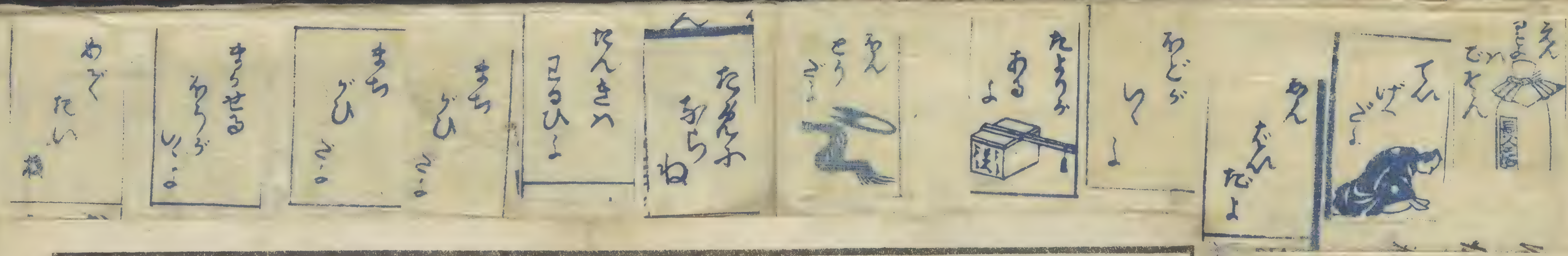

軍装小引

	侍大将	諸侍	家中侍	若黨	足軽	鎗もち（そくさし）	中間	丈
1	手びおくちが もゝひき そくき	白こん もゝひき そくき	白こん 主の印付 そくき	白こん 同	同 同	同 同	同 同	同 同
2	小袖 丸帯 かさひら	同 同	同 同 かさや 袖がそ	同 同	同 同	かんばん	かんばん	常の衣服
3	乱髪 そち巻	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同	同
4	ゆがけ	同	同	同	同	○	○	○
5	肩衣 小袴 そくせ もん切	同 同 同	もん切	もん切	もん切	○	○	○
6	ま弦巻	同 歩士ハ不用	○	○	○	○	○	○
7	わらぢ つおぬき	同 同 歩士ハわらぢ	同	同	同	同	同	同
8	手盔（コテ）	同	同	同	同	同	○	○
9	具足 上帯	同 同	同 同	同 同	紋付 具足	そろ当	そろ当	そろ当
10	さしもの 印半	同 同 歩士ハ腰ざし	こしざし	紋おし そろそろ 袖じるし	表おもて さしもの	紋付 そづひ	紋付 そつひ	紋付 そづひ
11	刀 わきざし	同 同	同 同	わきざし	同	同	同	同
12	太刀 うち刀	同 同	同 同	かた差	同	鎗持ハかしの手木	○	○
13	征箭 弓	同 同	同 同	同 同	同 同	○	○	○
14	のどわ 頬	同 同	同 同	同 同	○	○	○	○
15	かぶと	同	同	同 笠ニテモ	笠 筋兜ニテモ	かさ	かさ	かさ
16	そを里	同	同					

甲冑侍小田原侍軍陣出立寛永十年於御前沙汰以後可用之旨

柳営

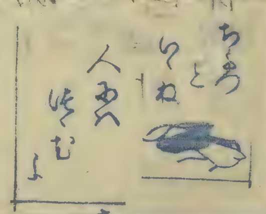

本朝古金見聞圖録譯文 前篇

○慶長大判金 重サ 四拾四匁
往古大判重サ四十四匁二分制度古雅
にして金位上々上也花押ハ宗乘
の判なり慶長六丑年五月始て
通用金銀の法を定められて大判
壱ツ四十四匁小判壱ツ四匁七分五厘
なり是を慶長金銀と云ふ
○太閤壹兩小判 三品 重サ 三匁二分金
同　但馬小判 目三匁二分金
金位上の金なり慶長弐歩判金の後
文禄大仏を天正十六子年小判を造る
といふものあるゆへ慶長五子年に
始て極印改ると見ゆれバ此壱両
判と光次の極印なけれバ右子年
より後のものか
○駿河小判金 重サ 四匁弐分金
此金ハ京目壱両と云今ハ駿河
小判と云天正年中駿河にて造ると云
○京目壱両小判 重サ 四匁弐分
此金を今川小判と云裏石目の極印あり
○徳乗小判金 重サ 四匁八分
或ハ云是慶長を改し張しものゝ
とも本ノ是君を余せバ徳乘壱
分判金と云ものゝありたゞ図を

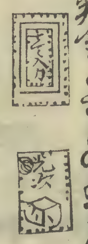

○慶長小判金
此金位上重サ四匁八分弱り
○同 江戸座小判金 重サ 四匁八分
同 京座小判金

○元禄 江戸座小判金
同 京座小判金
此金重サ四匁八分なり
○宝永小判金 弐品 重サ 弐匁五分
宝永七寅年四月十五日元字
金を吹替古金の位に改られ
小判壱両分判とも小形にあり
但し壱分判四品あり乾字の
極印を打又元字の極印打
ものも壱品あり此弐品を世に乾
字金と云
○正徳小判金 重サ 四匁八分
古金小判なり正徳四午年五月
十五日金銀の品慶長の法に如ゞ
に成し返さるべしとの事にて慶
長金の位に改め鋳らるゝ派ゝ極
印なし是を世に正徳新金と云
今是を古金と云ふ
○同佐字小判金 弐品 重サ 四匁八分
佐渡にて吹所の金故佐字の
極印なり
○元文小判金 弐品 重サ 三匁五分
元文元年辰五月十二日金銀を
改めらる文字の極ゞ極印を打
是を世に真文金といふ
○同 稲荷小判金 重サ 三匁五分
是ハ真文金に宝珠の形の極
印を打ものゝ外に福字寿字の
[illegible]

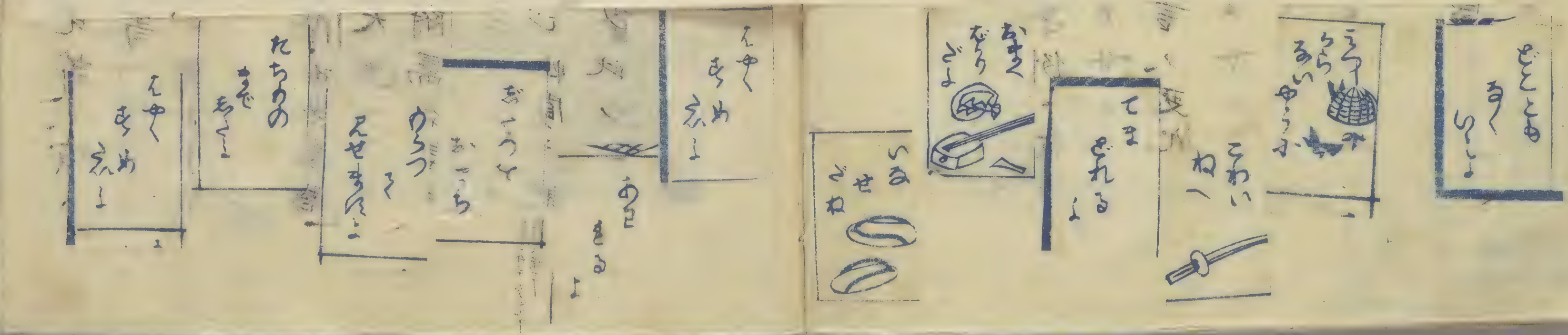

糸さくら

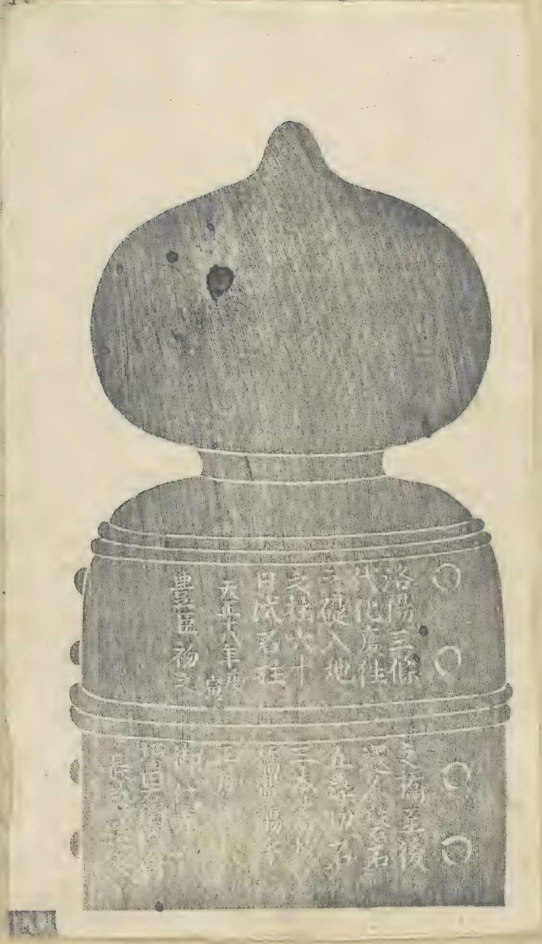

此金慶長文字年 今出て極印に
改る又小判おざあを切りハ内返表
の通りありとの印ありとあるへくり
○同駿河座小判 重サ 四匁八分
此小判ハござめの密出るを以て異とん
○同万両頭小判金
此金位上重サ 四匁八分あり
○武蔵小判金 重サ 四匁八分弱り
此墨書武蔵判ハ文禄中始て
造る所之判の上下ハ扇面の内
ハ桐の極印あり又表ニ武蔵
光次の六字と花押を墨
書せ今の大判のごとし
面ハ姫同五葉文長文字年あ墨
書せ極印後めらるとうい此後ハ小
判にも黄金錢文と伝説もあり

小判金品ハ
中ノ下品
○慶長壱分小判金 重サ 壱匁壱分
金品上之耕庵随筆ニ花小
判と五ハ見あるらん
○同壱分判 重サ 三品 壱匁弐分
金位上此金一名を大阪壱分と
いふ慶長四亥年始めて壱分判
を造らると云ハ見あるべし
○正徳壱分判
同 佐字壱分判 弐品
此壱分も佐渡で吹不とて佐
字の極印あり重サ壱匁弐分
因曰古金銀の品目ハ往古が数多
出るへども紙中限り出ハ写し
がく第二集の撰を待べし
未年晩冬 東都隠士宝集堂老人撰

四方の海志川可那る御国乃
めぐみこれ節にもの志る人多き
てふ事しも催して此の道を
好める友達のより集ひ聴きもし
学ひもしあまた婦みの路
十坏紀三のやよし弥生の志ら河
くるまかん有る気筆人のむらかき
都と乗まふ殿と織帯しつる
催主の祢ひ南らんかし

月雪の
眺めもあかぬ粧
飛く糸乃
しらべ人を
菊の
花よ
粧らし

高の都
世話人

戌三月廿五日より　あやつり　竹田小家にて

浄瑠璃操り座　大夫　竹本長登太夫

仮名手本忠臣蔵

大序より　敵討まで

塩冶判官
高師直

兜改　口上

竹本長登太夫

大序　鶴が岡の段
桃井館の段
大序　進物の段
殿中の段
扇が谷の段
二ツ玉の段
道行　旅路の嫁入
勘平住家の段
一力茶屋の段
九段目　山科の段
天川屋の段
花水橋の段

三味線

豊澤

人形細工人　大江定丸

頭取　吉田

竹本實ノ助

節分

ヤアラ目出度イナくめでたくなるそ
をらふならて銭ふつらんの金銭や
三日續貫の土俵際銭ふこそれね
一口樒下払細とて日月の下ハ襟押
立そくるよりも何の金ほも喰ひ違ひ
蔵事升伊も裏かつて蒐手の向ふ
箭先ふその手柔名と出てくれバ
猪ふ無くる春ある
躍るまぐも退かくる
只可ろじとゐる松の
生北の酒井と出羽ス
町中せぎこその中ふ戸板ふ死骸あり
婿や美の宝所あるくもひ大坂
もと活こちの人の嘘も皆ろくイず
慈悲キ和とのり
らんで西の
海へとサラリ
綜へ焼き払ひ一ぐヨ

とくさん
ねくさん
あいつが
まるひる
まるまかる
もやまと
よんでひす

辰九月出板

大新板

浪花内外折紙

初篇

ざこぞふちよう

さりとへお
もおろい

又ふちよう

なげてんちかう
わおんてかい
丞やぞんどをわ

儒者やふちよう

ひすよせろに
もりたらたび
おきちうあか

豕毛物市ふちよう

正きさや
うあめ神
筆月蘭

紙や友吉やふちよう

エチセテホ
ウ折ヨア

九へなゝび

江戸積紙やふちよう

イコヨキ久
ふい木十り夕

本は江戸紙屋ふちようえ

本絹やふちよう

土下寺年イ
春木大久

三三ⅡⅡ孔ⅩⅢ日

唐フチヨウ
くもとりや
さうりだや
遠ことのや
すべてちぎあや
高美人あちゅる

疳虫しふちよう

ちぎちだく
あやちぎんこず
おきあつあがい

よきるのヲ　まずとも
わるきるのヲ　あくばともヲ
かうりのヲ　らりト云
おりりヲ　むりうト云
あるくるヲ　てらうト云
ふぬヲ　けるト云
だらさんヲ　うきすト云
人ヲ　さんだト云
世にヲ　とひト云
るうト云

浄瑠璃素人ふちよう

よきさとヲ　助ちらつと云
わるきさとヲ　助ぼうと云
むさんヲ　しんぞと云
おやぢヲ　おつさんと云
なつげヲ　わこうと云
むすめヲ　かもじと云
おうじヲ　さことと云
げいこヲ　ころげと云
ひめヲ　やんと云
ひめうたヲ　やんまおと云
りんきヲ　きりん語と云
かまむのヲ　あちくつあぐ
浄るりのヲ　くつるとぶ
あらふるとヲ　三年まくれる
さけヲ　清三と云
のむのヲ　めるゝと云
めくらのヲ　さるとのせる
さるまヲ　たつぷう
すしヲ　さらとたつやうと云
ふろヲ　たろくと云
へるうのヲ　かまると云
紙金ヲ　おゝ代と云
あ絲ヲ　てこーろと云
二朱ヲ　あろべいと云
三朱ヲ　ちら玉貫と云
あ一分ヲ　こげんと云
二分ヲ　こげんまつと云
三分ヲ　こげんおやまつこ
あるあヲ　おけんと云
へいまへびき　おやまつこ
さるきこうふこ　六百生
おとめち　八つ半　きわ

庄

宇治名茶 御茶所 現金賣 無掛直

飯田御堀端松尾町一丁目角
勝月庵 和泉屋庄三郎

御濃茶 半一袋 拾目	初昔 七匁五分	後昔 七匁五分	千代白 三匁九分	御薄茶 一斤ニ付 二百目	上別儀 五拾匁	別儀 四拾匁	廣葉 三拾匁	間諧 三拾匁	上極揃 廿五匁
薄茶園御煎茶	鷹爪 六拾匁	清風 四拾三匁	玉露 三拾三匁	白折 三拾匁	折鷹 廿五匁	御煎茶 一斤目方 二百目	家法 大福 廿四匁	相生 廿匁	霜花 拾七匁
明柳 拾四匁	花橘 拾二匁	家法 正喜撰 拾匁	喜撰 八匁	山吹 七匁	家法 和泉山 六匁	山本山 六匁	薄山吹 五匁	一森 四匁五分	川柳 三匁五分
上花粉 三匁五分									

内津品々

通用壱斤 目方二百目

御進物御切手箱入 御注文次第入念奉差上候以上

各様益々御機嫌克被遊御座恐悦至極[illegible]

[illegible]

寅始 [illegible]

世の中ハ仮櫃なりでハぜひもなれど
當百せかゐどころか
化けても
銭なり
かも
いまハぞろぐ
びたせんと
老若
ともに
あれを
笑む
泰平の世に生れる指よるの
庫にかゐさむるに海なるせん

粒甲丹能書

粒甲丹来由　一名睡眠藥

夫粒甲丹ハ文禄年中朝鮮攻伐の時細野右進守定と云者木村某に従ひ朝鮮ニ赴く忠州の城敗軍に及て朝鮮王義州ニ走る此時國妃華陽君道路ニ彷徨右進故有て是を憐ミ患難の中に扶助して義州ニ送る國妃喜に堪ず嚢中一壺の藥を授ての給ハく此藥ハ元兀良哈の道士華項眞人と云者我先王ニ獻ずる再生長壽の靈藥ニして吾國歴代の神方なりといへども聊厚恩を謝すとのたまひて方書并効能の一巻を添へ給ふ細野是を受て歸朝の後効驗すれバ其効神のごとし右進が一子浪華に住て醫を業とす其子細野道伯ハ業を父ニ次て志州ニあり海邊の藥を採て後當國丹生

小家の倅を予祖是が門人となり随身なりて数年ひさしく此奇薬の方を
こひ求むといへども秘して不許七年の後一日道伯告て曰汝よく我を信じ医を
学び情力を尽すの感ずるに堪たり依て我今伝来の神方を授くべし謹て之を
の夭死危急難治の症を救ひ家の志を継ぐべしと一巻をひらき嚢書を写
さしむ我祖詳しくして是を授りて以来此病を治すること記して挙るに遑
あらず依て伝写なり其後予家に伝へ親族知己の需に応ずれば其功を
以へる年月自然と世に流布する故に先人の推てやうせ四方の責を
塞がんが為に之を世に弘むる者なりと云爾

勢州丹生　僊林堂

小林尚旺識

粒甲丹功能

一　凡此薬百病の危急を救ふ事はなはだ第一の功能也一切の気付に善し諸病に用て内を補ひ精神を正し病苦を安じ能熟睡せしむるが故に是を以て第一とす

一　生付虚弱或は久病老衰の人又は産後并に労傷の類ひ常に服して其功神のごとし都て此薬諸禁食物等指合なし

一　都て病中に積聚并に指込痛み甚しく或は嘔吐止ず合物一向に受ざる時用ゆれば速に能納ることを妙とす若し薬を用ても咽喉に通らずんば又は癒て熟睡を覚て後精気たしかなる食を進め気力強くなる也

一　傷寒熱毒盛にして乱心のごとく眼血走りて譫言妄語する時に是を与へ

一　痢病にて食すすまず衰急後重甚しき時にも用て試みるべし痢の度百余

疫小児をも治する事妙也別して禁口痢に大に効あり
一疱瘡に用て起死回生の神功あり山あげざる時ハ早く用ひて眼前の功を
見る又流行の節ハ予て是を用ゆれバ重ハ軽く軽ハ痘毒を解する事妙也
一瘧疾を切る事甚妙也むかしより久しく落ざるに用て落る事妙なり
一妊婦風寒に感じて痰喘咳嗽をよく出るに用て妙也或ハ口噤昏てこゝぐん
角弓反張死せんと欲るを子癇痙症といふ難治の症也薬を二三度用てよし
又男女共諸病より痙症となり又金瘡打撲にて既に死なんとする者に用て即功あり
一臨産に臨で用れバ忽安産せしむる事妙なり
一産後の血逆目眩腹痛寒戦をなして穢て悪露難儀なるを治する
事妙なる又胞衣おりざるによし

一経水不調或ハ帯下の症又ハ毎月一度或ハ半月後或ハ数月後にて血症によし
或ハ子なき人ハ夫婦とも是を服すれバ気血を巡し男子ハ精液を補ひ
女子ハ子宮を暖め子をはらむの功あり尤婦人のミ用ゆる時ハ子はらむ功あるべし
一小児胎毒を解し消癖風撮口を治し又小児吐乳心腹脹痛霍乱し
手足厥冷死せんとするに用て妙也又一切の虫積に用て至て即功あり
一小児五疳にて色青く痩衰いろ／＼の病症をうれふるに妙也
一急慢驚風にて目をつり歯を食ひしばり手足ひきつり目を上竄し死せんとするに即功あり
一食傷して痛強く手足厥冷脈絶針灸にてもうけざるに用て即功あり
一魚菌或ハ其外諸毒に中り死せんとするに用て忽蘇る又大毒を解の妙剤なり
一切心痛によりて蚘虫を吐胸背はり痛によし

一疹にて胸膈せまり喘気はげしく心神苦悶に用て忽効あるのみならず疹より発る諸症に用て妙也
一虚人常に服して精力を増し久く寿命を益しみだりに邪気をうけず是に用て奇功多し
一暑寒の苦善生に用る時は暑に中ず寒に感ぜざる事妙なり
一肩背強く凝たる或は上気し眩暈頭痛堪がたき時用て甚よし
一癲癇には毎夜臨臥久しく服してよし又癲癇発時用て奇功あり
一痞積疝痛大に筋ばり痛むによし早く用て即功あり
一大酒の人常に服して諸病おこらず能酒をさめ酒毒を解し食を進る事甚妙なり別て気分ひらき元気よく服して忽気力を増るなり
一卒に失心風したる者は早く用べしなほ常に服するときは怪異病にてなやむにもよし
かゝるには早く用てよし惣てのませてよし又大人小児諸病の後耳の遠くなるによし

一或は怒或は憂を抱て久しく心とけず気鬱食進ず咳嗽ありて夜不寝に用てよし
一霍乱して死せんとするにも用て奇功あり
一疫病の家に入る時常に服し或は鼻にぬりて疫気を避く山野をゆくにも常に服して邪気をさけ或は湿去地気強き場所に住人常に服すれば地悪気を不受瘡毒痒瘡の類をうつさげる事妙也瘡毒の類もうつてるゝ人此薬を常に服する時は自然と疾気散じ無病なる也且妊娠の婦常に是を服すれば他の病を伝染することなし
一旅の時服して水土の気に当らず途中其外針薬自由ならざる時急症を救ふ事すくなからず薬箱に納て益多し
一諸病にて痰喘咽喉にせまり既に死に至るに用てよし或は極老の長病などに

明治三年刻	開成學校	柳河春蔭謹撰

日食	日食	月食	日食	月蝕食之分
十二月朔 [illegible]	六月朔 [illegible]	六月十五日 [illegible]	五月朔 [illegible]	[illegible]

日	月	火	水	木	金	土
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

明治三年庚午
大 二 三 五 七 九 十一
小 正 四 六 八 閏十 十二
凡三百八十四日
清同治九年 西洋千八百七十年
平年 凡三百六十五日

疝瀉の症と又ハ足を援する時ハ精神を正しく眩暈を止舌痛をやはらぐなど
いふる匿醫療をと匿百薬法る疝瀉の症と又ハ時ある用て功能の匿
右能書の外諸病に用て速に肉を補ひ諸薬を誘導し危急の症を
救ふ常に服すれバ風寒暑湿に冒されず痰を化し気を調和し諸の
瘀血をさる人をして壮健ならしめ長寿を保つ外諸病効あるを以て
是を略す年来疝瀉の症疑ふ死に臨者を治せる者く手あまた得たり是を
微ならく識知べし周く世上の病者愚を救んとする功能を大意ハ和解して記すもの也
附り 牛馬鶏むる卒に病死せんとする時用て奇功あるなり牛馬ハ
一度に一服を用ひて止ず若を切りてハ三服用ゆく即功あるべし

二三ヶ石以下之衆　右紙何ニ而も不苦寸法此之通

何某何之進方ニ住居仕候

右之者洋学執心ニ付蕃書調所ニ罷出修業為致度奉願候

何役
何々某殿
小普請組殿
何之進家来
何之進 ㊞

何役
何々某殿
小普請組殿
何之進 ㊞

支
何月

此一枚ハ我家蔵ノ元治元子年十二月改開成所規則書（印刷者）ヨリ書キ出シタルモノ也但蕃書調所ト云名称ナルヲ以テ一見時代尚早キナリ但前後ノ紙散失シタルナレバ次ノ三面ハ即我家蔵ノ書ト全ク同ジナレモ最初ノ一枚散失シ即前ノ一枚モ代リニ混合シタルモノ也明治四十五年三月東京備前館ニテ錯誤ヲ見出シタルヲ以テ之ヲ記シ以テ聊備忘ヲ得タルノ厚意ニ報ズ　川本清一

ニ而も不苦寸法此之通

何某何之進中屋敷住居
上
下

右之者洋学執心ニ付蕃書調所ニ罷出修業為致度奉願候

何之進家来
何之進 ㊞

何之進
周旋人殿
何之進 ㊞

支
何月

二千石以下案　料紙何之品も不苦寸法右之通

右之者洋学熟心ニ付蕃書調所ニ而罷出修業為致度奉願候

何町何之誰方ニ寄宿罷在候

何役
何の誰殿
小普請組何殿
何之誰家来
何之誰 印

何役
何の誰殿
小普請組何殿
何之誰 印

年
何月

万石以上以下案　料紙何之品も不苦寸法右之通

右之者洋学執心ニ付蕃書調所ニ而罷出修業為仕度奉願候

何町何之誰上中下屋敷ニ罷在候

何之誰家来
何之誰 印

何之誰留守居用人衆
何之誰 印

年
何月

何學
但二科三科兼學之儀勝手次第
宿所 何所 父名 兄名 何之誰一所
右開成所ニ而出精修行仕度奉願候
支
何月

何々ニ而何々 小普請 何之誰組 誰支配 悴 次男 厄介
何之誰
支 何某

万石以上以下家来案紙何ニも不拘寸法凡如図
但万石以下ニ而人別支配名前肩書可致事

何學
但二科三科兼學之儀勝手次第
何所何之誰 上中下 屋鋪住居仕候
右之者洋學執心ニ付開成所ニ而出精修行為致度奉願候
支
何月

何之誰家来
何之誰
支 何某
印

教授職 同並 教授手伝 同並 何之誰 用人
何之誰
印

右者出席之挨拶取計帰り稽古致し候とも不苦候事
但初而罷出候節も麻上下着之服着用可致候尤朝五ツ時より
夕七ツ時迄之内罷出可申事

一 會讀輪講素讀其外諸學術稽古とも朝五ツ時ゟ夕七ツ時迄之事
但正月十一日稽古始十二月廿日納之事

一 六月朔日ゟ七月晦日迄朝稽古朝六ツ半時ゟ昼九ツ時迄之事

一 五節句八朔并七月十三日ゟ十六日迄稽古休之事

一 毎月一六之日朝四ツ時ゟ九ツ時迄講釈有之候事

一 着服之儀も稽古始之日も麻上下平日ハ略服勝手次第之事

普門品

量百千萬億衆生受諸苦惱聞是觀世音菩
薩一心稱名觀世音菩薩即時觀其音聲皆
得解脱若有持是觀世音菩薩名者設入大
火火不能燒由是菩薩威神力故若爲大水
所漂稱其名號即得淺處若有百千萬億衆
生爲求金銀瑠璃硨磲碼碯珊瑚琥珀眞珠
等寶入於大海假使黒風吹其船舫飄墮羅
刹鬼國其中若有乃至一人稱觀世音菩薩
名者是諸人等皆得解脱羅刹之難以是因
縁名觀世音若復有人臨當被害稱觀世音
菩薩名者彼所執刀杖尋段段壊而得解脱
若三千大千國土滿中夜叉羅刹欲來惱人
聞其稱觀世音菩薩名者是諸惡鬼尚不能
以惡眼視之況復加害設復有人若有罪若
無罪杻械枷鎖檢繫其身稱觀世音菩薩名
者皆悉斷壊即得解脱若三千大千國土滿
中怨賊有一商主將諸商人齎持重寶經過
嶮路其中一人作是唱言諸善男子勿得恐
怖汝等應當一心稱觀世音菩薩名號是菩
薩能以無畏施於衆生汝等若稱名者於此
怨賊當得解脱衆商人聞倶發聲言南無觀
世音菩薩稱其名故即得解脱無盡意觀世
音菩薩摩訶薩威神之力巍巍如是若有衆
生多於婬欲常念恭敬觀世音菩薩便得離

[illegible]

一 開成所ニ罷出候ハヽ記録所ニ名前申出退散之節も同様
相違無之事
但朝ゟ之退散以前ニ候とも罷出候とも勝手
次第且不参之節ハ前日ニ及ニ届稼名申出右明之為
罷出候節記録所ニ相違無之事
一 文典其外蘭書類持来可申候尤持来候節も
其場所限拝借可仕候事
元治元子年十一月改
開成所

妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第二十五

爾時無盡意菩薩即從座起偏袒右肩合掌向佛而作是言世尊觀世音菩薩以何因緣名觀世音佛告無盡意菩薩善男子若有無量百千萬億衆生受諸苦惱聞是觀世音菩薩一心稱名觀世音菩薩即時觀其音聲皆得解脫若有持是觀世音菩薩名者設入大火火不能燒由是菩薩威神力故若爲大水所漂稱其名號即得淺處若有百千萬億衆生爲求金銀琉璃硨磲碼碯珊瑚琥珀眞珠等寶入於大海假使黑風吹其船舫飄墮羅刹鬼國其中若有乃至一人稱觀世音菩薩名者是諸人等皆得解脫羅刹之難以是因緣名觀世音若復有人臨當被害稱觀世音菩薩名者彼所執刀杖尋段段壞而得解脫若三千大千國土滿中夜叉羅刹欲來惱人聞其稱觀世音菩薩名者是諸惡鬼尚不能以惡眼視之況復加害設復有人若有罪若無罪杻械枷鎖檢繫其身稱觀世音菩薩名者皆悉斷壞即得解脫若三千大千國土滿中怨賊有一商主將諸商人齎持重寶經過險路其中一人作是唱言諸善男子勿得恐怖汝等應當一心稱觀世音菩薩名號是菩薩能以無畏施於衆生汝等若稱名者於此怨賊當得解脫衆商人聞俱發聲言南無觀世音菩薩稱其名故即得解脫無盡意觀世音菩薩摩訶薩威神之力巍巍如是若有衆生多於婬欲常念恭敬觀世音菩薩便得離

一 開成所江出候而記録所江名前申付退散之節も同様相達可申事

但シ朝より退散ニ而も昼より出候而も勝手次第且不来之節ハ所労ニ及候差支ニ而も右明白

出候節記録所江相達可申事

一 文典其外稽古本類持来可申尤も浮持来候之節者此場所限拝借可仕事

元治元子年[illegible]月改

開成所

瓔珞分作二分一分奉釋迦牟尼佛一分奉
多寶佛塔無盡意觀世音菩薩有如是自在
神力遊於娑婆世界爾時無盡意菩薩以偈
問曰　世尊妙相具　我今重問彼
佛子何因緣　名爲觀世音　具足妙相尊
偈答無盡意　汝聽觀音行　善應諸方所
弘誓深如海　歴劫不思議　侍多千億佛
發大清淨願　我爲汝略説　聞名及見身
心念不空過　能滅諸有苦　假使興害意
推落大火坑　念彼觀音力　火坑變成池
或漂流巨海　龍魚諸鬼難　念彼觀音力
波浪不能没　或在須彌峰　爲人所推墮
念彼觀音力　如日虚空住　或被惡人逐
墮落金剛山　念彼觀音力　不能損一毛
或値怨賊繞　各執刀加害　念彼觀音力
咸即起慈心　或遭王難苦　臨刑欲壽終
念彼觀音力　刀尋段段壞　或囚禁枷鎖
手足被杻械　念彼觀音力　釋然得解脱
呪詛諸毒藥　所欲害身者　念彼觀音力
還著於本人　或遇惡羅刹　毒龍諸鬼等
念彼觀音力　時悉不敢害　若惡獸圍繞
利牙爪可怖　念彼觀音力　疾走無邊方
蚖蛇及蝮蠍　氣毒煙火然　念彼觀音力
尋聲自回去　雲雷鼓掣電　降雹澍大雨
念彼觀音力　應時得消散　衆生被困厄
無量苦逼身　觀音妙智力　能救世間苦
具足神通力　廣修智方便　十方諸國土
無刹不現身　種種諸惡趣　地獄鬼畜生
生老病死苦　以漸悉令滅　眞觀清淨觀
廣大智慧觀　悲觀及慈觀　常願常瞻仰
無垢清淨光　慧日破諸闇　能伏災風火
普明照世間　悲體戒雷震　慈意妙大雲
澍甘露法雨　滅除煩惱燄　諍訟經官處
怖畏軍陣中　念彼觀音力　衆怨悉退散
妙音觀世音　梵音海潮音　勝彼世間音
是故須常念　念念勿生疑　觀世音淨聖
於苦惱死厄　能爲作依怙　具一切功德
慈眼視衆生　福聚海無量　是故應頂禮
爾時持地菩薩即從座起前白佛言世尊若
有衆生聞是觀世音菩薩品自在之業普門
示現神通力者當知是人功德不少佛説是
普門品時衆中八萬四千衆生皆發無等等
阿耨多羅三藐三菩提心

五戒庵印施

瓔珞分作二分一分奉釋迦牟尼佛一分奉
多寶佛塔無盡意觀世音菩薩有如是自在
神力遊於娑婆世界爾時無盡意菩薩以偈
問曰 世尊妙相具 我今重問彼
佛子何因縁 名爲觀世音 具足妙相尊
偈答無盡意 汝聽觀音行 善應諸方所
弘誓深如海 歴劫不思議 侍多千億佛
發大清淨願 我爲汝略説 聞名及見身
心念不空過 能滅諸有苦 假使興害意
推落大火阬 念彼觀音力 火阬變成池
或漂流巨海 龍魚諸鬼難 念彼觀音力
波浪不能没 或在須彌峰 爲人所推墮
念彼觀音力 如日虚空住 或被惡人逐
墮落金剛山 念彼觀音力 不能損一毛
或値怨賊繞 各執刀加害 念彼觀音力
咸即起慈心 或遭王難苦 臨刑欲壽終
念彼觀音力 刀尋段段壞 或囚禁枷鎖
手足被杻械 念彼觀音力 釋然得解脱
呪詛諸毒藥 所欲害身者 念彼觀音力
還著於本人 或遇惡羅刹 毒龍諸鬼等
念彼觀音力 時悉不敢害 若惡獸圍繞
利牙爪可怖 念彼觀音力 疾走無邊方
蚖蛇及蝮蠍 氣毒煙火然 念彼觀音力
尋聲自回去 雲雷鼓掣電 降雹澍大雨
念彼觀音力 應時得消散 衆生被困厄
無量苦逼身 觀音妙智力 能救世間苦
具足神通力 廣修智方便 十方諸國土
無刹不現身 種種諸惡趣 地獄鬼畜生
生老病死苦 以漸悉令滅 眞觀清淨觀
廣大智慧觀 悲觀及慈觀 常願常瞻仰
無垢清淨光 慧日破諸闇 能伏災風火
普明照世間 悲體戒雷震 慈意妙大雲
澍甘露法雨 滅除煩惱燄 諍訟經官處
怖畏軍陣中 念彼觀音力 衆怨悉退散
妙音觀世音 梵音海潮音 勝彼世間音
是故須常念 念念勿生疑 觀世音淨聖
於苦惱死厄 能爲作依怙 具一切功德
慈眼視衆生 福聚海無量 是故應頂禮
爾時持地菩薩即從座起前白佛言世尊若
有衆生聞是觀世音菩薩品自在之業普門

五戒庵印施

初東風

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家出ればまづ逢ふに一つの蓮花哉　其旨

ちるさくら水に蝶の心や朧の月　寿泉

春ちかう鶯きゝしは夜明哉　梅嶺

新酒や味のうすきは鳴きもせん　其葉

畑のうへ花にかくれて朝すまし　蒼丘

明るのや鵆さえたるの山かな　蘆屋

清りぬる心のゆくへや神の灯　幽石

うかみ千代降ほかりけり花に泉　守白

本のうらに明てくる竹に柳かな　寿考

蔵なきまこと名や車のむしめ　小説

横雲に夜のまつ鐘や神の江　光暉

いつの夜の声を静かし人の秋　松涛

木の芽中にきて雲ある葉　雪操

撫子の一際まさる粧ひかな　雛夢

朝の海に秋の心ある夕べかな　喜遊

一松に落にしの雫をまつかな　乃水

畑の梅なまる人まれへだてし　酒雄

己日の保

西洋口演

一 各國葉巻類
一 同 小間物類
一 同 細工品々
一 同 手科道具
一 同 銭類品々
一 同 古類品々

右者私儀今般神田鍋町ニ於て開店西洋各品精撰ことに工如何にも下直ニ商ひ仕候右撰候品ハ最原ニ下ニ買上来候ハヽ且注文之品ハ何時ニ而も相施在て仕候多少ニ限らす御用向被仰付下候様偏ニ奉希上候

明治四年辛未四月

東京
神田鍋町
乙のや能之[illegible]

櫟齋阿部先生著

英語箋階梯

玉山堂蔵閲

官許

明治三歳庚午略暦

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	丗
正月小	辰	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	
二月大	酉	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	丗
五日啓蟄																														
三月大	卯	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	丗
五日清明																														
四月小	酉	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	
六日立夏																														
五月大	寅	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	丗
廿四日夏至																														
六月小	申	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	
九日小暑																														
七月大	丑	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	丗
十二日立秋																														
八月小	未	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	
十三日白露																														
九月大	子	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	丗
十四日寒露																														
十月小	午	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	
十四日立冬																														
閏十月小	亥	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	
十五日大雪																														
十一月大	辰	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	丗
十六日小寒																														
十二月小	戌	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	
十五日立春																														

天長節 九月廿二日

清同治九年

我羅斯者以西洋毎月十三日為其月一日故畧焉

西洋千八百七十年 平年

以明治二己巳十一月三十日為一月一日至同三庚午十一月十日西洋諸州咸如此

土用 六月廿二日朝五時五分

寒入 十二月十六日暁八時二分

彼岸 二月十七日 八月廿五日

初午 二月十日

入梅 五月十二日

半夏 六月四日

冬至 十一月一日

節分 正月三日 十二月十四日

月蝕 十一月十六日

• 日曜日

自西洋千八百七十年二月一日至同七十一年二月十八日

現金　正札

池之端仲町

御雛道具　小細工所

御手遊

七澤屋仙助

中外堂書目

中外堂發兌書目

萬國公法 唐本翻刻 六冊
鴉片戒 全 一冊
六合叢談 全 十五冊
中外新報 全 十一冊
智環啓蒙 全 英文入 一冊
中外雜誌 全 一冊
西醫略論 全 四冊
内科新説 全 三冊
博物新編 全 三冊
婦嬰新説 全 二冊
實測日本地圖 箱入四帖
大日本沿海略圖 一帖
亜西亜(アジヤ)略圖 一帖

一

萬國輿地全圖 一帖
駿河國略圖 一帖
和蘭字彙 五帙揃 十三冊
英和對譯字書 一冊
柳園叢書 追〻出板
言語四種論 活語断續譜 出来
慧齋遺筆 近刻
中外漫筆 同
魯西亜國牛痘全書 二冊
牛痘新説 一冊
洋學便覧
天文 地理 節序 度量 部出来
三編以下六編マテ追〻出板
西洋雜誌 追〻出来

寫真鏡圖説 初編 二編 二冊
同三編 近刻
洋學指針 蘭学部 一冊
同 英學部 一冊
洋筭用法 初編 一冊
數學教授本 同 一冊
同二編ヨリ追〻出板
泰西國法論 四冊
立憲政体略 一冊
英政如何 初編 一冊
同二編ヨリ末迄 近刻
英國刑典 近刻 三冊
西洋軍制 全 二冊
萬國新話 毎編 一冊

二

陸軍士官必携 十冊
戰地急構堡塞新論 初帙 二冊
西洋各國盛衰強弱一覽圖表 二冊
經濟小學 二冊
英吉利(イギリス)歩兵練法
一千八百六十七年式 里尼(リニ)部 二冊
新編砲家必携 近刻
袖珍薬説 同
華盛頓(ワシントン)軍記 三編揃 六冊
同四編 近刻
英吉利日用通語 同
法朗西(フランス)語學原本 同
英語階梯 一冊
法語階梯 一冊

英吉利單語篇　一冊
法朗西單語篇　一冊
獨逸(ドイツ)單語篇　一冊
英語訓蒙　一冊
西洋蒙求　英文　一冊
地學初歩　同　一冊
理學初歩　同　一冊
英吉利會話　一冊
英吉利文典　一冊
同小文典　二冊
同文範　二冊
法朗西文典　二冊
同後編　一冊
英仏單語篇注解　一冊

三

獨逸文典　英文　一冊
博物通論　英文　一冊
築堡問答　蘭文　一冊
西洋武功美談　同　一冊
近道子寶　英文　一冊
西洋将棊指南　箱入駒共　一冊
うひまなひ　語学教授本　近刻
梅れしつく　歌集　同
撒兵新書　同
普魯士(プロイス)國誌　同
懐寶尺度表　一帖
西史易知録　近刻
外國事務　同
軍時公法　同

伏啓

一 和漢西洋書籍ハ注文次第相備下直ニ奉差上候

一 御著述御蔵板物彫刻製本とも仰付られ候ハゝ格別ニ精ヽ入念出来可仕候
但彫刻製本とも仰付られ候ハゝ何年下店へ萬端御懸合も同様とも仰付候様奉希上候

一 漢字平仮名片仮名并ニ西洋文字共活字ニて摺立候ニ付御注文次第摺製本出来可仕候

一 洋学諸先生方ニ出入仕候ニ付英吉利(イギリス)文佛蘭西(フランス)文和蘭(オランダ)文日耳曼(ドイツ)文翻訳物御頼被成候ハゝ早々取計可申上候

萬病救急 田陽丸(でんやうぐわん)　一包十粒入　銀一匁

一切のはれものやみ りういん せんき ちのみち しやくつかへ こんせき むしくだり ふち かぜのなやみ なのやみ おこり 其外諸病によし 本能書にくはしくしるせところなるに以てやまひの大妙薬なり

東京本町四丁目
上州屋揔七
中外堂記

白兎香
歯磨入

夫歯ハ色白く清らかにして固きを上とす されバ口中[illegible]

[illegible]

東都[illegible]定英謹製

[illegible]町[illegible]大通

[illegible]甲類小間物所 [illegible]

名茶所

丹羽亀山

松屋茂助

吉田大手筋

[illegible]

Shi-dz-u-o-ka

Japan.

made by Ya-s-be-y.

伏見 三嶋吉

肥前 白山町

家傳 紅粉入 御歯磨 口中一切治諸病

調合所 今川橋東側 花の露

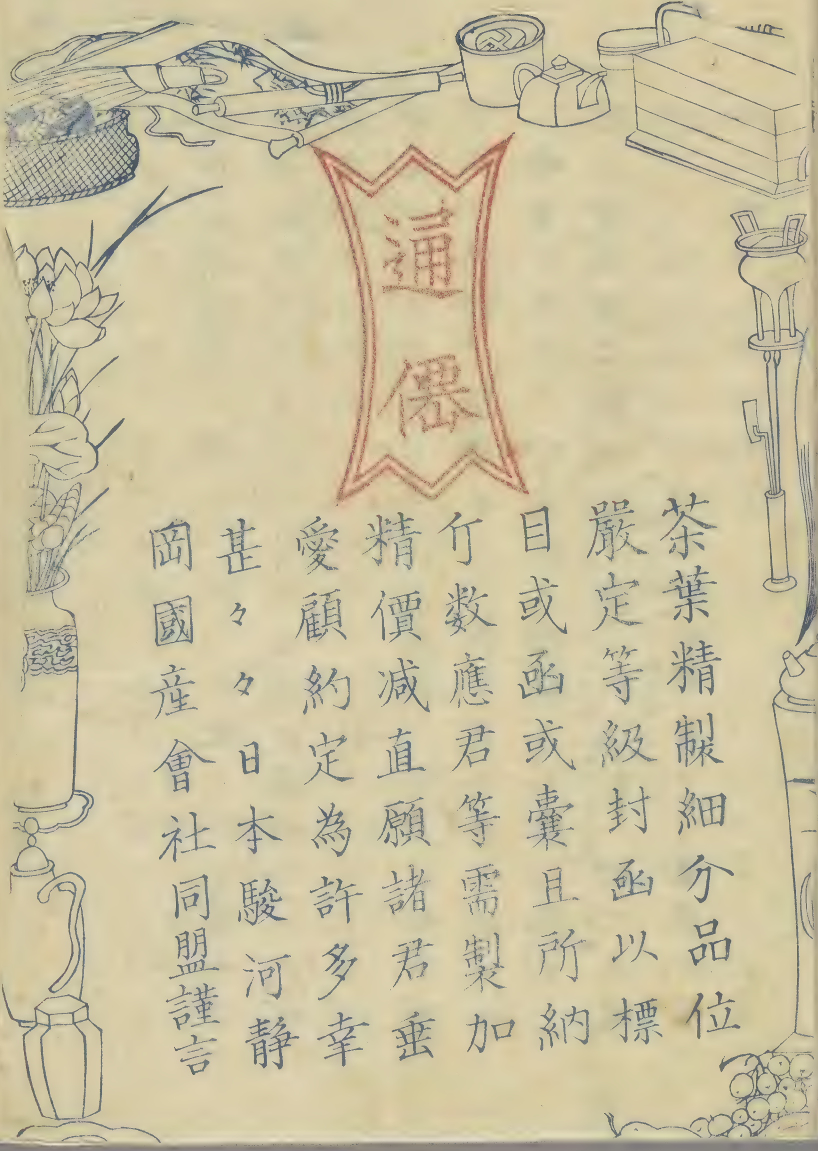

通僊

茶葉精製細分品位嚴定等級封函以標目或函或囊且所納斤数應君等需製加精價減直願諸君垂愛顧約定為許多幸甚々々日本駿河静岡國産會社同盟謹言

[illegible]永吉流精
[illegible]造入漆硯
[illegible]

御用
御上り
備中矢掛[illegible]名産
本家製 村田屋

第三
伊豫國産
伊豫砥

備[illegible]深津町[illegible]扇
[illegible]

JAPANESE SILK
[illegible]
MANUFACTURES

御遊扇
尾州御用
名古屋本町札辻
御扇子屋
大黒屋源兵衛

御誂 永吉[illegible]
上品入漆硯
[illegible]

木の実の雪

金け亭[illegible]
山城様

太政官

官庁	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等
正院	太政大臣 左大臣 右大臣 参議		大内史	権大内史 大外史	少内史 権大外史	権少内史 少外史	権少外史	大主記	権大主記	中主記	権中主記	少主記	権少主記		
左院	議長	副議長	大議官	中議官	少議官	大議生	中議生	少議生 大掌記	権大掌記	中掌記	権中掌記	少掌記	権少掌記		
右院	諸省長官	仝次官													
式部寮（一等）			頭	権頭	助	権助	大掌典	大属 中掌典	権大属 少掌典	中属	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
外務省	卿	大輔 大弁務使	少輔 中弁務使	大丞 少弁務使	少丞 総領事	大記 領事	少記 副領事	大録 代領事	権大録	中録	権中録	少録	権少録		
大蔵省	卿	大輔	少輔	大丞	少丞			大録	権大録	中録	権中録	少録	権少録		
租税寮 造幣寮（一等）			頭	権頭	助	権助		大属	権大属	中属	権中属	少属	権少属		
紙幣寮 出納寮 戸籍寮 土木寮 検査寮 統計寮（二等）				頭	権頭	助	権助	大属	権大属	中属	権中属	少属	権少属		
紀録寮 駅逓寮 勧農寮（三等）					頭	権頭	助	大属	権大属	中属	権中属	少属	権少属		
正算司（一等）						正	権正	大令史	権大令史	中令史	権中令史	少令史	権少令史		
陸軍省	卿	大輔 大将	少輔 中将	大丞 少将	少丞 大佐	中佐	少佐	大尉 大録	中尉 権大録	少尉 中録	曹長 権中録	権曹長 少録	軍曹 権少録		
兵学寮（二等）				頭	権頭 大教授	助 中教授	権助 少教授	大属 大助教	権大属 中助教	中属 少助教	権中属	少属	権少属		
軍医寮（同）				頭	権頭 一等軍医正	助 二等軍医正	権助 一等軍医	大属 二等軍医	権大属 一等軍医副	中属 二等軍医副	権中属 軍医試補	少属	権少属		
造兵司 武庫司（二等）							正	大令史	権大令史	中令史	権中令史	少令史	権少令史		
陸軍裁判所					長	評事	権評事	大主理	中主理 大録事	少主理 中録事	少録事 在外書記				捕部
海軍省	卿	大輔 大将	少輔 中将	大丞 少将	少丞 大佐	中佐	少佐	大尉 大録	中尉 権大録	少尉 中録	曹長 権中録	権曹長 少録	軍曹 権少録		
兵学寮（二等）				頭	権頭 大教授	助 中教授	権助 少教授	大属 大助教	権大属 中助教	中属 少助教	権中属	少属	権少属		
武庫司（二等）							正	大令史	権大令史	中令史	権中令史	少令史	権少令史		
文部省	卿	大輔 大博士	少輔 中博士	大丞 少博士	少丞 大教授	中教授 大監	少教授 少監	大録 大助教	権大録 中助教	中録 少助教	権中録	少録	権少録		
編輯寮（二等）				頭	権頭	助	権助	大属	権大属	中属	権中属	少属	権少属		
教部省	卿	大輔	少輔	大丞	少丞			大録	権大録	中録	権中録	少録	権少録		
工部省	卿	大輔	少輔	大丞	少丞			大録	権大録	中録	権中録	少録	権少録		
工学寮 勧工寮 鉱山寮 鉄道寮（一等）			頭	権頭	助	権助		大属	権大属	中属	権中属	少属	権少属		
灯台寮 造船寮 電信寮 製鉄寮 製作寮（二等）				頭	権頭	助	権助	大属	権大属	中属	権中属	少属	権少属		
測量司（一等）						正	権正	大令史	権大令史	中令史	権中令史	少令史	権少令史		
司法省	卿	大輔 大判事	少輔 権大判事	大丞 中判事	少丞 権中判事	少判事	権少判事	大録 大解部	権大録 権大解部	中録 中解部	権中録 権中解部	少録 少解部	権少録 権少解部		
明法寮（一等）			頭	権頭	助	権助		大属	権大属	中属	権中属	少属	権少属		
宮内省	卿	大輔 侍従長 大典医	少輔 中典医	大丞 少典医	少丞 大侍医 侍従番長	権大侍医 侍従	少侍医	大録 大監 権少侍医	権大録 大駅者	中録 雑掌長	権中録 中駅者	少録	権少録 少駅者		
内膳司 調度司（二等）							正	大令史	権大令史	中令史	権中令史	少令史	権少令史		
開拓使	長官	次官		判官	権判官		監事	権監事	大主典	権大主典	少主典	権少主典	史生	使掌	
府			知事	権知事	参事	権参事		典事	権典事	大属	権大属	少属	権少属	史生	府掌
県				令	権令	参事	権参事	典事	権典事	大属	権大属	少属	権少属	史生	県掌

以上勅任（一等至三等）

以上奏任（四等至七等）以下判任

陸海軍少将ハ勅任トス
府ニ開港開市場アルハ権知事ヲ勅任トシ県ニ開港場アルハ其令ヲ勅任トス権令ハ其例ニアラス
開港開市場アル府県ニハ録官ヲ置キ等級ヲ七等ニ分ツ其第一等ハ官等八等ニ当テ自餘准之

神官官等并月給表（教部省管轄）

官等	神宮	官幣大社 国幣大社	官幣中社 国幣中社	官幣小社 国幣小社	府県社	郷社
一等	祭主 八十両					
二等						
三等						
四等						
五等	大宮司 四十両					
六等	少宮司 三十両					
七等		大宮司 二十五両				
八等	皇太神宮 祢宜 二十両	少宮司 二十両				
九等	豊受大神宮 祢宜 十五両		宮司 十五両			
十等	同 権祢宜 十二両 同 権祢宜 十二両		権宮司 十二両	宮司 十二両		
十一等	同 主典 十両 同 主典 十両	祢宜 十両		権宮司 十両		
十二等	同 権主典 八両 同 権主典 八両	権祢宜 八両	祢宜 八両			
十三等	同 宮掌 七両 同 宮掌 七両	主典 七両	権祢宜 七両	祢宜 七両		
十四等			主典 六両	権祢宜 六両		
十五等					祠官 五両	
等外一等						祠官 四両
等外二等					祠掌 三両二分	
等外三等						祠掌 三両

教導職等級表（同上）

級	職
一級	大教正
二級	権大教正
三級	中教正
四級	権中教正
五級	少教正
六級	権少教正
七級	大講義
八級	権大講義
九級	中講義
十級	権中講義
十一級	少講義
十二級	権少講義
十三級	訓導
十四級	権訓導

大教正以下俸給ナシ一級ハ官等二等ニ準ス以下倣之

工部省各寮工術等級并月給表

官等	職	一等	二等	三等	四等	上級見習	中級見習	下級見習	心得
四等	都検	三百七十両	三百三十両						出仕 二百五十両
五等	大長	二百八十両	二百五十両						出仕 二百両
六等	中長	二百二十両	二百両						出仕 百五十両
七等	少長	百七十両	百五十両						出仕 百両
八等	上師	百三十両	百二十両	百十両					出仕 七十両
九等	中師	百両	九十両	八十両					出仕 五十両
十等	少師	七十両	六十両	五十両					出仕 四十両
十一等	大手	八十両	七十五両	七十両	六十五両				出仕 三十両
十二等	中手	六十両	五十五両	五十両	四十五両				出仕 二十五両
十三等	少手	四十両	三十五両	三十両	二十五両				出仕 二十両
十四等	一等見習					十八両	十七両	十六両	出仕 十五両
十五等	二等見習					十四両	十三両	十二両	出仕 十二両
等外	等外見習					九両	八両	七両	

都検以下官員ハ學術共精達ノ者ヲ要ス或ハ姑ク技術家ヲ以テ何等出仕何職心得ト命スル有ルヘシ出仕月給ハ譬ハ八等出仕少師心得又ハ中師心得大手心得等命スル者ノ如キ八等ノ定給ヲ賜フヘシ他倣之

女官

官等	宮内省被管	式部寮被管
一等		
二等	尚侍 二百六十七両	
三等		
四等	典侍 百六十七両	
五等	権典侍 百三十三両	
六等	掌侍 百両	
七等	権掌侍 六十七両	
八等	命婦 四十七両	
九等	権命婦 三十四両	
十等		
十一等		内掌典 三十両
十二等	女嬬 十七両	権内掌典 二十五両
十三等	権女嬬 十四両	
十四等		
十五等		
等外一等	雑仕 七両	雑仕 十両

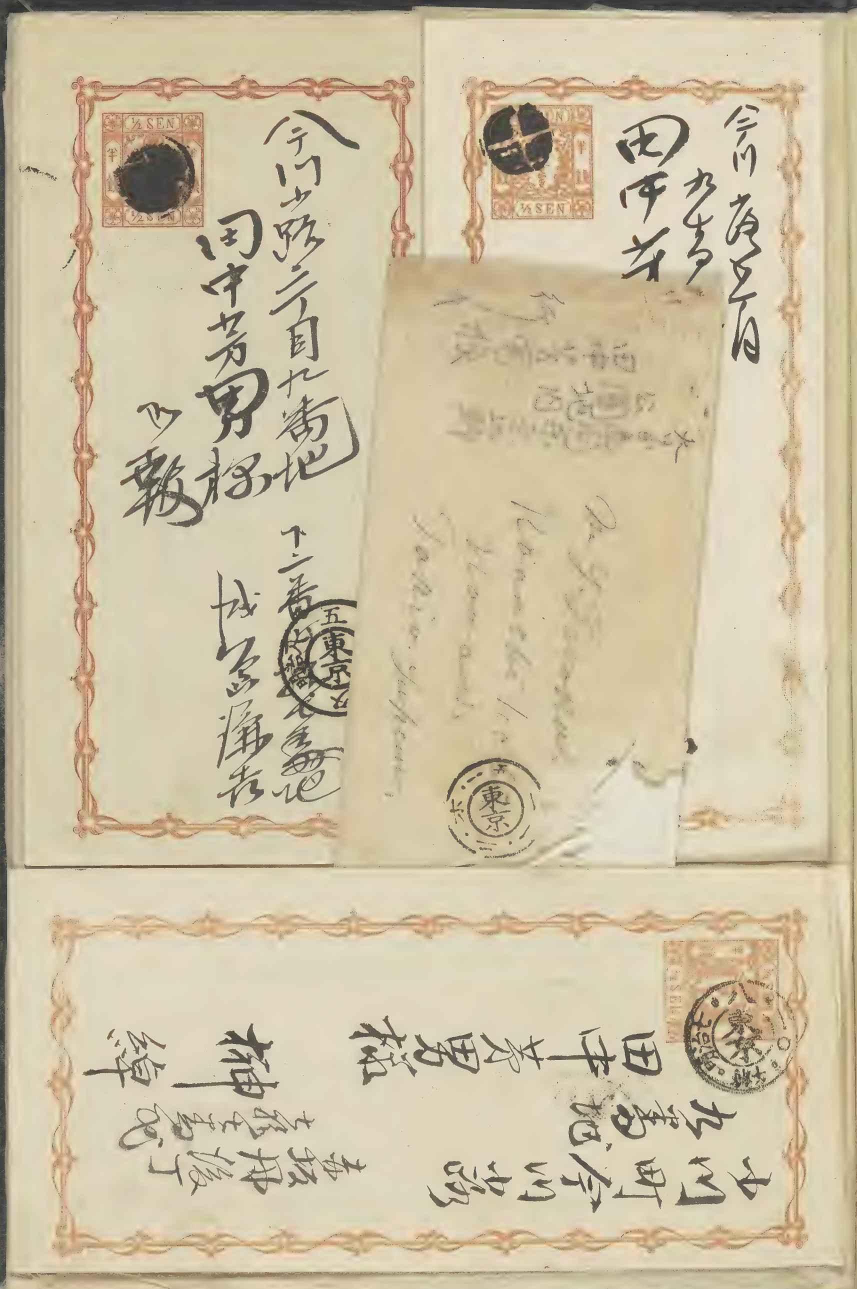

今川小路三丁目九番地
田中芳男様
½ SEN
東京
田中芳男様
東京
田中芳男様

½ SEN
半銭

今川小路三丁目九番地
田中芳男様
必親

下二番地
城 … 編者

五 東京

½ SEN
半銭

今川小路三丁目
九番地
田中芳…

東京

½ SEN

今川小路三丁目九番地
田中芳男様
當用[illegible]

½ SEN

今川小路三丁目九番地
田中芳男様
御報

東京

下二番町[illegible]
城谷廉吉

½ SEN

田中芳男様

東京

代價茶送料貳八拾人〻金四円八十二銭

十二月

御書面拝見 本日天候晴にり
自朝八九時ニ至ニ而
相成一寸式ヶ跡御了承
にて御返事迄如斯御座候
五月七日午後

注意

注意

御ゐ 十一日 御
御ゟ 大二見ヶ
御 ゐ 方 殿

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

小川町今川小路
二丁目九番地
田中芳男様

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

小川町今川小路二丁目九番地
田中芳男殿

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

今川小路二丁目
九番地
田中芳男様

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

小川町今川小路二丁目九
田中芳男様

年九月廿日

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

小川町今川小路
田中芳男様
閣下

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

今川小路弐丁目
九番地
田中芳男様

郵便はかき
此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムヘキ事
今川小路二丁目九番地
田中芳男様
小川町今川小路
田中芳男様
今川小路弐丁目九番地
田中芳男様

小川町今川路
弐丁目九番地
田中芳男様

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文ヲ認ムヘキ事

小川町今川小路
田中芳男様
閣下

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文ヲ認ムヘキ事

今川小路弐丁目
九番地
田中芳男様

郵便はかき

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文ヲ認ムヘキ事

½ SEN 半銭 ½ SEN

郵便はかき

前町今川橋
弐町目九番地
田村芳男様

此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

[illegible]

Messrs

[illegible]

明治九年

稟啓

本年九月四日午後第一時ヨリ同第六時限リ
府下上野公園内酣春樓ニ於テ

一開農臨時會

本日會費　各員金五拾錢宛

但シ會費ハ各員來臨ノ節銘々自ラ
樓主ニ拂フヲ例トス

此會ヤ現今勸業ノ盛旨ヲ遵奉シテ共ニ開農ノ義務ヲ盡
サンカ爲ニ廣ク同好ノ友誼ヲ結ビ將來通信ノ便宜ヲ謀
ラントヲ欲シテ開筵スルノミ請フ四方同好ノ君子幸ニ貴
臨ヲ辱フセンヿヲ拜具

第三大區十一小區四谷仲町壹丁目七番地
瑞穂舍

明治九年八月

會主　開農義會同盟

The genuine will always bear the fac-simile of the signature of K. S. Yenoway.　*K. S. Yenoway*

K. S. YENOWAY'S
PORTABLE LEMONADE,
OR SUGAR OF LEMONS.

This article is manufactured from the best steam loaf sugar, and purified lemon juice, and will retain its freshness in any climate, without contracting the ungrateful, musty flavor so prevalent in the Lemon Syrups.

It furnishes to families, to the sick, and to travellers by land or sea, the means of enjoying, at all seasons, a drink at once refreshing, delicious, and healthful; while its extreme compactness admirably adapts it for transportation.

MANUFACTURED ONLY BY

K. S. YENOWAY, No. 16, Third Audemachio,

TOKEI, JAPAN.

WHO ALSO MANUFACTURE

INFALLIBLE YEAST POWDER,

For making Light and Sweet Bread, Cake, Dumplings, Griddle Cakes, &c.

AND

COOKING EXTRACTS

HAVING THE GENUINE FLAVORS OF

LEMON, VANILLA, CINNAMON, PEACH, NUTMEG, ALMOND, ORANGE, ROSE,

For Flavoring Puddings, Sauce, Custards, Cake, Jelly, Ice Cream.

EXTRACT OF GINGER, for making Drink & Cake, EXTRACT OF COCHINEAL, for Coloring Jellies.
EXTRACT OF CELERY, EXTRACT OF CLOVES, for Soups, Pickles, &c.

ERASIVE SALT for removing Stains of Ink, Iron Rust, and Fruit, from Clothing, Table Linen, &c.

LIBERAL DISCOUNT TO DEALERS.

明治十年三月

官許 錦華錠効能

小児の成長を妨ぐる多くハ蚘虫にして此まゝ諸の病を生じ成人の後も遂に病身となるものなれバ早く蚘虫を駆て盡して病の根を除くこと肝要なり今此の錦華錠ハ一虫を殺し胃の腑を健にするの良薬なれバ保嬰の家常に之を用ひ小児をして無病健康ならしめ生涯の大患を除くべし

毎月初旬一箱を二度に用ふべし用ゐて後ハ小便赤色となれバ薬の應したる効験と知るべし而して蚘ハ大便と共に下るなり假令虫氣なき児といへども月に一度ヅヽ此の菓子を用ゐれバ大に健康の益となるなり

大人の蚘虫にハ一箱を一度に用ゐれバ忽ち虫を下すこと神の如し

諸薬食物さし合なし

東京 神田明神下末廣町三十六番地 建部郎向

小野氏精製

壹箱七錢 半箱三錢五厘

東京小川町今川小路二丁目九番地
田中芳男殿
郵便はかき
此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

東京小川町今川小路二丁目九番地
田中芳男殿
度會察
郵便はかき
此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事

小川町今川小路二丁目九番地
田中芳男様
郵便はかき
此表面ニハ宿所姓名ヲ限リ認メ裏面ニ通信文言ヲ認ムベキ事
東京第四大區三小區 三崎町壹丁目拾二番地 市川 水道橋内小川町通

官許

小兒をして無病健康ならしめ生涯の大患を除くべし

一箱を二度に用ひ一用ゐて後に便

大人の益ありて一箱を一度に用ゐ忽ち虫を下し

諸薬食物に合ひ

神田明神下末廣町三十六番地

東京

小野氏精製

本月十七日付ニ而書簡并ニ上梓之蔵書学業捷経初篇弐冊到達正ニ致領収候也

午年一月二十二日

一 学業捷径 正ニ領収

明治九年一月二日

三潴縣